

平成30年

建設委員会会議録

とき 平成30年6月11日

品川区議会

平成30年 品川区議会建設委員会

日 時 平成30年6月11日（月） 午後1時00分～午後3時34分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 たけうち 忍 君 副委員長 松永 よしひろ 君
委員 大沢 真一 君 委員 横山 由香理 君
委員 あくつ 広王 君 委員 安藤 たい作 君
委員 筒井 ようすけ 君 委員 西本 貴子 君

出席説明員 中村都市環境部長 鈴木都市計画課長
森住宅課長 高梨木密整備推進課長
稲田都市開発課長 東野まちづくり立体化担当課長
長尾建築課長 小林環境課長
工藤品川区清掃事務所長 藤田防災まちづくり部長
曾田災害対策担当部長 今井土木管理課長
兼危機管理担当部長
古郡交通安全担当課長 多並道路課長
兼用地担当課長
溝口公園課長 持田河川下水道課長
古巻防災課長 富澤災害対策担当課長

○午後1時00分開会

○たけうち委員長

ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、幹部職員紹介、事務事業概要、報告事項、その他と進めてまいります。

本日も、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 幹部職員紹介

○たけうち委員長

初めに、予定表1の幹部職員紹介を議題に供します。

今回が実質的には初めての委員会でございますので、委員、理事者の自己紹介をお願いいたします。

それでは、初めに委員長の私から行います。

今期、建設委員会の委員長を仰せつかりました、公明党のたけうち忍でございます。昨年に引き続きになりますけれども、有意義な議論となるようにしっかりと委員長を務めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、お願いいたします。

○松永副委員長

お疲れさまでございます。建設委員会副委員長を務めさせていただきます、国民民主党・無所属クラブの松永よしひろでございます。委員会運営にしっかりと取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大沢委員

自民党・子ども未来の大沢でございます。去年に引き続きでありますけれども、よろしくお願いいたします。

○横山委員

自民党・子ども未来の横山由香理です。よろしくお願いいたします。

○安藤委員

日本共産党品川区議団の安藤たい作です。去年に引き続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○あくつ委員

公明党のあくつ広王です。どうぞよろしくお願いいたします。

○西本委員

無所属の西本貴子です。よろしくお願いいたします。

○筒井委員

無所属の筒井ようすけでございます。去年に引き続き、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○中村都市環境部長

それでは、都市環境部の幹部職員9名につきまして、それぞれ自己紹介をさせていただきます。

まず初めに、私、都市環境部長、中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤品川区清掃事務所長

品川区清掃事務所長の工藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木都市計画課長

都市計画課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○森住宅課長

住宅課長、森と申します。よろしくお願ひいたします。

○高梨木密整備推進課長

木密整備推進課長、高梨でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

○稲田都市開発課長

都市開発課長、稲田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○東野まちづくり立体化担当課長

まちづくり立体化担当課長、東野です。よろしくお願ひいたします。

○長尾建築課長

建築課長の長尾です。よろしくお願ひいたします。

○小林環境課長

環境課長、小林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中村都市環境部長

以上、都市環境部のメンバーでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤田防災まちづくり部長

それでは、防災まちづくり部の幹部職員9名につきまして、それぞれ自己紹介をさせていただきます。

私、防災まちづくり部長の藤田でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○曾田災害対策担当部長

災害対策担当部長の曾田でございます。よろしくお願ひいたします。

○今井土木管理課長

土木管理課長の今井でございます。よろしくお願ひいたします。

○古郡交通安全担当課長

交通安全担当課長の古郡です。よろしくお願ひいたします。

○多並道路課長兼用地担当課長

道路課長、用地担当課長兼務、多並でございます。よろしくお願ひいたします。

○溝口公園課長

公園課長、溝口でございます。よろしくお願ひいたします。

○持田河川下水道課長

河川下水道課長の持田です。よろしくお願ひいたします。

○古巻防災課長

防災課長の古巻でございます。よろしくお願ひいたします。

○富澤災害対策担当課長

災害対策担当課長の富澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤田防災まちづくり部長

以上、都市環境部および防災まちづくり部の幹部職員、18名でございます。改めまして、どうぞよろしくお願ひをいたします。

○たけうち委員長

よろしくお願ひいたします。

それぞれ、ありがとうございました。なお、事務局からは今井書記、それから吉田書記が当委員会の事務にあたりますので、よろしく願いをいたします。

このメンバーで一年間実りある委員会にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で、本件を終了いたします。

2 事務事業概要

○たけうち委員長

次に、予定表2の事務事業概要を議題に供します。

進め方でございますが、予定表に記載のとおり、(1)の都市環境部から(2)の防災まちづくり部まで一括して説明いただき、その後、質疑に移りたいと思います。この事務事業概要につきましては、例年に倣い、新しい委員で構成される最初の委員会で、各所管の事務について概要説明を受けるものでございます。したがって、具体的な質疑につきましては、今後の個々の案件の中で行っていただきたいと思っておりますので、本日は説明、質疑とも簡潔をお願いいたします。

それでは、都市環境部および防災まちづくり部の事務事業概要について、一括してご説明をお願いいたします。

○安藤委員

都市環境部と防災まちづくり部ともに事業も多いですし、あと性格も違いますので、できれば事務事業概要の冊子も分かれていることですので、説明と質疑はぜひそれぞれの部ごとに行っていただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○たけうち委員長

一応正副、また事務局、理事者等で運営について話し合っているような形にしておりますので、できればもう少し早く、この場で言うていただくより事前に言うていただければよかったと思うのですが、特にそんなに極端に長いわけではございませんので、できればこういう形でいきたいと思いますが、ほか委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

では、そのようにさせていただきます。

理事者の皆さん、よろしく願いいたします。

○中村都市環境部長

それでは、都市環境部の事務事業概要について説明をさせていただきます。お手元の黄色い表紙の冊子、事務事業概要をお手にとっていただきまして、表紙を1枚おめくりいただけますでしょうか。

組織図をご覧ください。四角で囲われました一番上の都市計画課から下に環境課まで6課、それから品川区清掃事務所から成り、総勢370名の組織でございます。なお、都市開発課につきましては、まちづくり立体化担当課長を配置しております。

さらに、恐れ入ります、ページを4枚おめくりいただきまして、ページ番号が下に書いてある1ページというところをご覧ください。1ページの一番上に書いております「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を目指しまして、引き続き事業を展開してまいります。ページの中ほどから少し下のほうになりますけれども、段落で言いますと4段落目でございますけれども、「次代につなぐ環境都市」、またその下の最後の段落に記載をしております「暮らしを守る安全・安心都市」

でございますけれども、区の基本構想にございます5つの都市像のうち、とくに関連の高いこれらの2つの都市像を主としまして、「環境都市」におきましては大きな視点では地球環境、また身近な視点では生活環境の維持・向上のため、環境負荷、景観等に配慮したまちづくりを進め、また、「安全・安心都市」に向けましては、市街地の不燃化を初めとする防災対策など、さまざまな取り組みを、「品川区まちづくりマスタープラン」に基づき、魅力あるまちづくりとして進めてまいります。

以降のそれぞれの事業につきまして、所管の課長より順次説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○鈴木都市計画課長

それでは、ページをおめくりいただきまして、水色の仕切りのところでございます。私からは都市計画課について、ポイントを絞って説明させていただきます。

まず、ページをおめくりいただきまして、7ページでございます。7ページから12ページ、都市計画道路等の整備状況を示しております。

この中で、次の8ページをご覧ください。平成28年3月策定の都市計画道路の第四次事業化計画において、優先的に整備すべき路線として、区内では補助26号線、162号線、163号線、205号線の4種類が選定されております。

続きまして、15ページ、まちづくり検討として、昨年度検討を実施した立会川・勝島地区まちづくりビジョンについて、現在地域の方と最終的な内容の整理を行っているところでございます。また、少し長期的なものとなりますが、今年度も八潮地区のまちづくりについての検討を行ってまいります。

続きまして、16ページでございます。鉄道駅のバリアフリー化助成でございます。今年度は東急大井町線旗の台駅ホーム柵、並びにJR大井町駅のエレベーター整備に助成を行う予定でございます。

続きまして、19ページ、都市景観形成事業として、旧東海道沿道の街なみ環境整備助成や重点地区の指定に向けた検討、また、事業者に対し必要な指導、助言を行ってまいります。今年度は天王洲地区の景観重点地区指定に向けた検討を行ってまいります。

おめくりいただきまして、21ページ、開発環境指導要綱でございますが、一定規模の建設について、歩道状スペースや震災対策用防火貯水槽の設置など、住環境や防災性の向上に向けた整備について協力をお願いしてまいります。

○森住宅課長

続きまして、住宅課の事務事業概要を説明いたします。続いて、赤っぽい表示の住宅課の部分をご覧ください。

まず、1ページ目の事務分掌でございます。住宅課では記載の3つの係で事務を行っております。住宅運営担当は、公営住宅の管理や各種助成事業、空き家対策担当は空き家の適正管理や有効活用、開発指導担当は紛争予防や建築審査会事務を行っております。

2枚おめくりいただきまして、左側4ページ目をご覧ください。公営住宅等の管理のうち、区民住宅については中段、借り上げ型のアイルサイドテラスが平成30年8月で期間満了、また5ページ目のファミリーユ西五反田西館・東館については、平成30年12月および平成31年3月で15年間の助成期間が終了することから、丁寧にご案内をしております。

2枚おめくりいただき、右側の9ページ目、リフォーム工事助成の一部助成を行っている住宅改善工事助成事業では、下段に実績を示しておりますが、多くの住宅で環境やバリアフリーへの対応が進んでいる状況でございます。

1枚おめくりいただき左側、10ページ目、マンションの管理支援では、セミナーや交流会を初め、個別相談窓口の開設や一級建築士などの専門家派遣などを行っております。

2枚おめくりいただき左側、14ページ目。空き家等対策事業では、不適正管理状態の空き家の所有者等に対し、関係各課と協力しながら文書や面会などによる改善の指導、助言を行っております。

1枚おめくりいただき左側、16ページ目、建築紛争調整事務では、中高層建築物の建築に際して、周辺の区民の方のご理解を得て、スムーズに建築が進むように調整を行っております。

○高梨木密整備推進課長

続きまして、水色の中表紙からが木密整備推進課の事業でございます。

水色の中表紙をおめくりいただきますと、1ページに地図が載っております。これは木密整備推進課が所管している事業の地区を事業ごとに色や枠で分け、一枚の地図にあらわしたものでございます。地区により導入している事業が異なりますので、参考にご覧いただければと思います。

では、おめくりいただきまして、2ページです。密集住宅市街地整備促進事業でございます。この事業は、木密地域解消の基本となる事業でございます。平成元年より道路整備、防災広場整備などを中心に、地域の防災性向上と居住環境改善に取り組んでまいりました。昨年度まで区内4地区で事業を実施しておりましたが、今年度より西品川二・三丁目地区が加わり、全5地区で事業を行ってまいります。

続きまして、5ページ、木密地域不燃化10年プロジェクトでございます。この事業は、区内9地区を不燃化特区に指定し、特区内の不燃化を老朽木造建築物の解体除却費助成、専門家の無料派遣、固定資産税等の減免の3つの支援メニューを軸に進めているところでございます。平成28年度からは、従来の解体除却費助成に住み替え支援および不燃構造化支援を加え、5つの支援メニューにより、老朽木造住宅等の除却を重点的に促進しております。

続きまして、8ページでございます。防災街区整備事業でございます。この事業は、木密地域解消の有効な手法である共同化建て替えを大規模に推進するものでございまして、区内1例目の荏原町駅前地区につきましては、平成28年度に事業が完了し、現在、区内2例目となります中延二丁目旧同潤会地区の建物建設工事を実施中でございます。今年度末の建物竣工を目指し、現在順調に工事が進んでいるところでございます。

続きまして、おめくりいただき10ページ、都市防災不燃化促進事業でございます。この事業は広域避難場所および避難路の安全性確保のため、木造建築物の除却および建築費の一部を助成する事業でございます。今年度は区内7地区で事業を実施してまいります。

続きまして、14ページ、防災生活圏促進事業でございます。この事業は、防災広場の整備、広域避難場所入口の整備、避難経路の拡幅整備などを行っているものでございます。林試の森公園周辺の荏原北、西五反田地区と、戸越公園周辺の戸越・豊町地区の2地区で事業を実施しております。

続きまして、16ページでございます。避難道路機能強化事業。この事業は、広域避難場所への避難道路であります滝王子通りを10メートルに拡幅する事業でございます。平成21年度より実施しているものでございます。

次に、18ページでございます。木密連担地域改善事業でございます。木密地域の改善を急ぐ整備地域には含まれないものの、局所的に密集度の高い地域を含む西品川一丁目におきまして、防災まちづくりの検討や検討会の設立、運営支援などを行うものでございます。

最後に、19ページでございます。従前居住者用住宅の管理でございます。密集住宅市街地整備促進事業等の施行に伴いまして、事業に協力し、それによって住宅に困窮されることになった方を対象とし

た賃貸住宅を保有し、その管理を行うものでございます。平成30年2月までは、戸越一丁目にあるソレイユ戸越の10戸のみでしたが、この3月に中延一丁目ソレイユ中延を新築し、新たに住戸31戸を追加いたしました。2棟の従前居住者用住宅について、適切な管理運営を行うものでございます。

○稲田都市開発課長

それでは、続きまして、都市開発課でございます。ピンク色の中表紙から都市開発課でございます。都市開発課は、都市開発担当と立体化担当で事業を実施しているところでございます。私からは都市開発担当の事業をご説明いたします。

1ページ、下の図をご覧ください。市街地再開発事業は、品川区まちづくりマスタープランにおける拠点地区を中心に実施しているところでございます。都市基盤を整備し、安全・安心のまちづくりとともに、地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めているところでございます。

2ページをご覧ください。ここから各地区についてでございます。まず一、大井町駅周辺地区の整備でございます。2ページの下図、現在大井一丁目南第一地区の市街地再開発事業は、平成31年8月に建物完成予定です。大井町駅西口E地区でございますが、これはイトーヨーカドーの西側の地区になります。協議会が開催されて、実施しているところでございます。それから、広町地区におきましては、引き続きJRと区による検討を行っているところでございます。

次に、5ページをご覧ください。二、大崎駅周辺地区の整備でございます。6ページの図をご覧ください。昭和62年完成の大崎ニューシティを皮切りに、大崎駅を中心に現在も図のとりのまちづくりが進められているところでございます。

16ページからが、三、目黒駅・五反田駅周辺地区の整備でございます。昨年11月に目黒駅前地区の建物が完成したところです。また、五反田駅周辺地区におきましては、賑わいの拠点として位置づけられているゆうぼうとにおきまして、建物の取り壊し等を現在行っておりますが、今後のにぎわい施設等につきまして、引き続き日本郵政と協議をしております。

次に、20ページをご覧ください。四、武蔵小山駅周辺地区の整備でございます。21ページの上図、黄色の地区、これはパルム駅前地区でございますが、平成31年12月に建物が完成予定でございます。また、隣の水色の地区、駅前通り地区でございます。今年の3月末に工事に着工しております。また、パルム商店街を中心に、駅側の黄緑色ですね、小山三丁目第1地区、その隣、オレンジ色の小山三丁目第2地区はそれぞれ準備組合ができて、現在権利者によるまちづくりの検討が進められています。

○東野まちづくり立体化担当課長

続きまして、立体化担当の業務でございます。立体化担当では、区内2路線の立体交差化と駅周辺のまちづくりを一体的に進めております。

1つが25ページの京浜急行線北品川駅付近でございます。今年度は京急本線連続立体交差化計画の都市計画決定等を予定しております。関連する北品川駅前広場計画につきましては、現在地域団体からのご意見などを踏まえ、計画内容の検討を引き続き行っているところです。内容が固まり次第、当委員会へご報告させていただきます。

次ページの品川駅南地域周辺地区におきましては、昨年設立した品川浦周辺地区再開発協議会の活動支援、関係機関との調整を引き続き行ってまいります。

もう一つは、27ページの東急大井町線戸越公園駅付近でございます。立体化につきましては、昨年度に引き続き、早期事業化に向けた委員会方式による駅前広場等の検討を進めてまいります。戸越公園

駅周辺のまちづくりでは、今年度は主に戸越六丁目東地区の地区計画策定手続を進めてまいります。また、次ページの戸越五丁目19番地区におきましては、市街地再開発組合の設立が予定されているところでございます。

29ページの東品川二丁目地区（天王洲アイランド）におきましては、品川駅南地域とともに、広域活性化拠点としてのまちづくりを推進してまいります。また、30ページの鉄道新線に関することにつきましては、リニア中央新幹線の整備に関する情報収集などを行います。

○長尾建築課長

私からは、建築課の事務事業、黄色の中表紙以降をご説明いたします。

初めに、2ページ目をご覧ください。建築物等の確認審査・許認可です。建築にかかわる事前相談や意匠・設備・構造の法的審査・検査などをそれぞれ専門の技術職員が行っております。

次に、5ページ目、建築物等の維持・保全です。不特定多数の方が利用する一定規模以上の建築物の所有者または管理者に対し、定期的に維持管理状態の報告を求め、適正管理の指導を行っております。

1枚おめくりいただき6ページ目、違反建築物の取締り業務です。区内パトロールや区民からの情報提供、消防署との連携による査察などにより違反建築物の調査、指導を行っております。

次に、8ページ目、細街路拡幅整備事業です。建築の機会を捉え、建築主と事前協議を行い、道路中心の調査を行うとともに、塀の撤去費用の助成や道路舗装の実施など、細街路の拡幅に向けた取り組みを進めています。

9ページ目、私道整備事業ですが、私道における通行の安全確保や生活環境の向上に資するため、私道の持ち主の申請に基づき、老朽化した舗装や排水設備の補修に係る整備費の助成支援を行っております。

次に、11ページ目、住宅・建築物耐震化支援事業です。昨年度に改定した品川区耐震改修促進計画に基づき、住宅等の耐震性の確保に向けた耐震診断、補強設計、改修工事や建物の除却等に関する助成、また、建物倒壊危険度の高い重点地区における戸別訪問などを行っております。

次に、16ページ目、がけ・擁壁安全化支援でございます。災害発生時の道路閉塞による避難、消防活動における危険性の解消に向け、高さ2メートルを超えるがけ・擁壁の所有者等に対する専門家、アドバイザーの派遣や、地域の防災性向上に寄与する擁壁等の改修工事に対する助成を行っております。

最後に、17ページ目、その他の事業として、次ページに記載のとおり、今年度取り組む歴史的・魅力的建築物調査では、区内に存する建築物のすぐれた価値を多面的に把握し、区の魅力形成につながる文化、観光資源として活用するための基礎調査を実施いたします。

○小林環境課長

環境課の事務事業概要についてご説明いたします。黄緑色のページをおめくりいただきまして、1ページ目をご覧ください。環境課は3つの係で組織されておりまして、事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

最初に、2ページ目でございます。省エネルギー対策事業におきましては、太陽光発電システム設置、事業所用LED照明設備設置等の各種助成事業を実施しております。

4ページをお開きいただきまして、下段の4、地球温暖化防止対策の推進では、昨年度に策定をいたしました環境に関する新たな計画の運用を今年度より開始いたしました。新たな計画のもと、各種対策を推進してまいります。

また、7ページ目をお開きいただきまして、7番、省エネルギー診断の実施では、区有施設等から発

生する温室効果ガス削減のさらなる推進のため、国の補助制度を活用し、区有施設におけるエネルギー使用に関する実態の把握、施設の運用マニュアル等の策定をしております。

次に、12ページ目からのしながわ環境未来事業では、戸越公園内の体験型環境学習施設の設置に向けた検討を進めてまいります。3つの施設機能のもと、環境啓発への情報発信の拠点としてさまざまな工夫を凝らしてまいります。

次に、15ページ目からの環境活動推進経費では、16ページ目に記載しております、2番のしながわECOフェスティバルの実施を行っております。なお、本年度のしながわECOフェスティバルにつきましては、会場を下神明側まで拡張したこと等もございまして、来場者数につきましては、過去最大の3万5,000人となったところでございます。

次に、22ページからの地域エコ活動推進事業では、25ページに記載しておりますSHINAGAWA“もったいない”プロジェクトを平成27年度から実施しております。昨年度末までに104店舗が登録されまして、今後も区を中心である大井町などへの参加店舗の拡充に努めてまいります。また、食品ロス削減の新たな取り組みにとしまして、幼児向けの紙芝居の作成をしております。区内の幼稚園や保育園に配付をしてみたいと考えているところでございます。

次に、29ページ目からのカラス及び外来種対策事業のうち、まずカラス対策につきましては、カラス被害のうちの一部、具体的には区民への威嚇等により危害を与えるおそれがある場合に、巢の撤去等を行っているところでございます。当初は区民への対策費の助成にて事業を行ってまいりましたが、現在は区から委託された業者による総合窓口での各種相談業務等、事業を拡充しているところでございます。その他、アライグマ、ハクビシン、各種アリに対する対策なども実施しているところでございます。

次に、31ページ目からの環境指導相談では、工場認可や土壌汚染対策、各種苦情・相談など、法令に基づく公害防止対策を実施しております。

次に、37ページ目からの環境調査測定では、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁などの調査、把握、監視をし、またホームページ等によりまして測定値を定期的に公開しているところでございます。

最後に、44ページ目のアスベスト対策事業では、区民の健康被害防止を図るため、各種助成事業を実施しております。

○工藤品川区清掃事務所長

それでは、都市環境部の最後は、品川区清掃事務所でございます。ブルーの差し紙が入っているところからでございます。

まず、1ページ、品川区清掃事務所は、4つの係がございます。その事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

なお、清掃事業は平成12年度に都から区へ事務の移管が行われましたけれども、全体の流れといたしまして、区が家庭から出ましたごみの収集と運搬を行い、23区で組織された清掃一部事務組合が中間処理として清掃工場でのごみの焼却をして、都の運営する処分場で埋め立て処分を行っているところでございます。

次の2ページをご覧ください。ごみ・資源収集の実績でございます。上段の表の右側、平成29年度の欄をご覧いただきたいと思いますが、ごみ・資源の収集総量が9万6,408トンで、前年度比100.1%となっております。その内訳といたしましては、ごみ量が7万2,540トンで、前年度比100.7%、資源回収量が2万3,868トンで、前年度比98.3%となっております。今後もごみ排出総量の低減に努めつつ、資源のリサイクルを推進してまいりたいと考えております。

次に、右の3ページをご覧ください。大まかに申し上げますと、ごみの収集を直営事業で行い、資源は委託事業で収集しております。ごみの収集の拠点施設といたしましては、このページと次の4ページでございますとおり、品川区清掃事務所、同北品川分室、4ページの荏原庁舎、同西小山分室の合計4カ所を収集拠点としております。

次に、5ページをご覧ください。委託事業等の概要というところで、資源の収集が書いてございます。週1回、区内約1万カ所の資源ステーションで委託による資源回収を行うほか、特定品目は区内31カ所で拠点回収を実施するとともに、町会・自治会ほか、地域の団体による集団回収にも取り組んでいるところです。

次のページをご覧ください。6ページ、こちらは廃棄物の収集作業計画になります。

その右の7ページには、収集された後のごみや資源の流れを示しております。

以下、8ページから最後の34ページまで、順次各係の主要な事業の概要を取りまとめて記載してございますので、後ほどその詳細をご覧くださいと存じます。

○藤田防災まちづくり部長

それでは、続きまして、防災まちづくり部の事務事業概要を説明させていただきます。白いほうの表紙の事務事業概要をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、まず目次がございますが、こちらのほうも2枚おめくりをいただきまして、右のページ、下にページ数の記載がございますけれども、1ページをご覧くださいと思えます。防災まちづくり部の組織図でございます。下の表のとおり、土木管理課から道路課、公園課、河川下水道課、防災課までの5課総勢132名で取り組んでいるところでございます。その中で、所掌事務を円滑に進めるため、災害対策担当部長を配置するとともに、土木管理課につきましては、交通安全担当課長を、防災課には災害対策担当課長を配置してございます。なお、道路課における用地担当課長につきましては、現在道路課長が兼務をしているところでございます。

1枚おめくりいただきまして2ページ、まちづくり行政の概要でございます。本文の2行目、防災まちづくり部では、区民の皆様とともに、安全で快適なまちづくりを目指すものでございます。この実現のために、特に留意すべき事項として4項目挙げてございます。

左のページの中ほど、1点目といたしましては、災害に強いまちづくりでございます。2点目は、左下の暮らしを守る安全で快適な道路。3点目は右ページの中ほど、みどり豊かな都市をつくる。4点目は、豊かな都市生活を支える河川と下水道でございます。これらに取り組むことで安全で快適なまちづくりを実現してまいります。

私からは総括的なお話にとどめさせていただきます、それぞれの事業につきまして、担当から順次説明をさせていただきます。

○今井土木管理課長

それでは、13ページまでお進みください。土木管理課でございます。土木管理課は、土木行政のスタッフ部門としまして、法的な管理等を行っているところでございます。なお、交通安全対策および放置自転車対策については、後ほど交通安全担当課長よりご説明いたします。

それでは、16ページにお進みください。16ページ、2の道路等の管理事務でございます。土木管理係では、道路管理者といたしまして、特別区道の認定・区域変更の事務や、ページをおめくりいただきまして、公園等の設置・変更等の管理事務、また、次のページでございます窓口事務としまして、道路の図面などの資料の閲覧や販売、証明書の発行等を担当しております。

お進みいただきまして、21ページをご覧ください。21ページの下段でございますが、シェアサイクル事業でございます。昨年の10月から社会実験といたしまして事業を開始し、主に京浜東北線より海側の区域において貸し出し・返却できるサイクルポートを24カ所、自転車のラックとしては220台分を整備いたしました。今年度は既に4月1日から隣接の港区および大田区を含め都内9区での相互利用を開始しているところでございます。今後は区内全域にポート設置を進めてまいります。

次に、ページをおめくりいただきまして22ページ、土木監察担当では、下段の表にありますとおり、区道等におきます商品のせり出しなど不法な占用の解消や、主に不動産広告などの違反広告物の除去等を担当しております。

次のページ、右の23ページ、境界確定係では、道路や公園等いわゆる区道、官地と民地との境界確定や、1枚おめくりいただきまして地籍調査事業、そして次のページの公共基準点の整備等を行っております。

ページをおめくりいただきまして、26ページでございます。占用係では、道路を交通以外の目的で使用する、電気など占用企業者の電柱や建築用の足場などの道路占用や、次のページにあります3番の屋外広告物等の許可、それから道路工事等の指導・監督を行っております。

○古郡交通安全担当課長

それでは、交通安全対策と放置自転車対策について説明いたします。

13ページをお開きください。交通安全対策事業についてであります。区内の交通事故の発生件数は、平成12年をピークに減少傾向を示しておりますが、昨年は761件で昨年比プラス31件と一転して増加となりました。死傷者数につきましても、発生件数と同様に866人と前年比プラス40人の増加となりました。交通事故の減少を目指し、平成30年度品川区交通安全実施計画を策定し、警察署を初めとする関係機関、団体等と連携を図りながら、14ページに記載のございます交通安全啓発事業などを行ってまいります。

次に、30ページをお開きください。放置自転車対策事業についてであります。放置自転車対策としましては、駐輪場の整備、指導、警告、撤去活動などを推進しているところでございます。

その結果、31ページにありますとおり、自転車の撤去台数は、平成25年と比較しますと6,500台以上減少するなど一定の成果をおさめていますが、今後、マンション建築などに伴う人口の変動で、自転車利用者の増加も見込まれることから、引き続き駐輪場整備や撤去活動など、放置自転車対策の強化を図ってまいります。

○多並道路課長兼用地担当課長

私からは、道路課の所管する事務事業についてご説明させていただきます。

まずは、33ページをお開きください。道路等の維持管理でございます。区道を常に良好な状態に保ち、安全で円滑な交通を確保するため、補修や清掃などの維持管理を行っております。次に、2、品川区水辺千本桜計画ですが、新規事業として目黒川を初めとした水辺空間の魅力アップとにぎわい創出を図るため、計画を策定してまいります。

次に、34ページをお開きください。3のICTを活用した道路点検システムです。これは日々道路の状態を点検している車両にスマートフォンを取りつけ、道路の段差をデータ化し、それをリアルタイムに把握していくものです。平成30年度は新たな点検手法を取り入れた点検を実施してまいります。

4のデザインマンホール蓋の設置等ですが、品川観光大使のシナモロールをデザインしたマンホール蓋を整備してまいります。

続いて、35ページをご覧ください。路面改良事業でございます。老朽化した路面や側溝の改修、雨水浸透枡の設置を計画的に進めてまいります。

36ページをお開きください。3の涼のみち整備費では、遮熱性舗装を順次進めてまいります。4の水とみどりのみち整備事業では、八ツ山、元なぎさ通りと立会川緑道の整備を順次行ってまいります。

次に、37ページをお開きください。道路バリアフリー事業です。大井町駅および旗の台駅周辺において、それぞれバリアフリー計画に基づき順次整備を行っております。今年度は、大井町駅周辺地区ではゼームス坂を、旗の台地区では駅から昭和医大までの区間の区道で整備をしております。また、八潮団地地区の区道のバリアフリー化では、平成26年度から順次行っておりますが、今年度で全長約2.3kmの整備が完了する予定です。

次に、38ページをお開きください。交通安全施設整備でございます。交通事故を防止していくため、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設を整備してまいります。道路案内標識については、オリンピック・パラリンピック開催に向け、多言語化表示を進めてまいります。

次に、39ページをお開きください。40ページにかけまして、橋梁改修事業を記載してございます。平成27年度に改訂した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の修繕または改修等工事を行っており、今年度は〇歩道橋を初め、8橋の補修工事等を行うとともに、上神明歩道橋の撤去工事を実施してまいります。

次に、40ページの下段をご覧ください。橋梁等の維持管理でございます。区の管理する橋梁の塗装や高欄の維持補修など小規模修繕のほか、歩道橋に接続しているエレベーター等の管理をしております。

次に、41ページをお開きください。道路整備事業でございます。補助205号線は、第Ⅲ期区間の事業化に向けた検討を行ってまいります。また、補助163号線は、東急大井町線交差部において高架橋かけ替え工事を引き続き行い、平成32年度の完成を目指します。また、大崎支線交差部の事業化に向けた検討を行ってまいります。用地に関する業務といたしましては、都市計画道路事業を初めとした事業用地の取得およびそれにかかる物件移転、その他損失補償等の事務を行ってまいります。

次に、42ページをお開きください。オリンピック・パラリンピック施設周辺等無電柱化事業でございます。本年度から平成31年度にかけて道路整備工事を行ってまいります。また、勝島歩道橋のバリアフリー化に向け、エレベーターの整備を行ってまいります。

最後に、43ページをお開きください。電気設備等の設置管理でございます。街路灯および私道防犯灯の維持管理を行うとともに、街路灯のLED化について、計画的に実施してまいります。本年度は新規事業として、災害時に停電が発生しても内蔵したバッテリーにより3日間点灯可能な災害時消えない街路灯を整備してまいります。

○溝口公園課長

私からは、公園課が所管しております事務事業について、概要を説明させていただきます。

まず、44ページをお開きください。水とみどりの基本計画・行動計画でございます。この計画は、緑化施策の基本となる計画で、平成24年6月に策定し、平成33年度までの10年間を計画期間とし、水辺およびみどりの目標を掲げ、各施策を横断的に取り組むことで、「水とみどりがつなぐまち」の実現を目指しているものでございます。

次に、45ページをお開きください。緑化の推進でございます。緑化啓発普及事業につきましては、引き続き園芸講座や緑化指導、さらに今年度からは地域緑化の一層の推進を図るために、町会・自治会を単位としたみどりのモデル地区の指定を行い、自主的な活動の支援を行ってまいります。

続きまして、右側46ページをご覧ください。街なみ緑化助成事業につきましては、生垣助成や防災緑化助成、屋上緑化等の助成を行ってまいります。このほか、次ページ以降に記載されておりますとおり、みどりのボランティア支援やマイガーデンの運営、樹木の保存事業、緑化相談など、これまで同様に継続して行ってまいりますのでございます。

続きまして、49ページをお開きください。公園・児童遊園等の整備事業でございます。右側の50ページをご覧くださいと思います。本年度の主な改修事業でございますが、昨年度までしながわ区民公園の中央ゾーンの整備を行ってまいりました。これに続きまして、しながわ水族館ですとか勝島の海のあります南側ゾーンの整備を行っていくものでございます。また、東品川海上公園の拡張整備ですとか浜川公園の改修など、お示しした事業を行ってまいります。

続きまして、51ページをお開きいただきたいと思います。公園バリアフリー事業につきましては、誰もが利用しやすいように、入口の段差解消などの整備を進めており、今年度はかむろ坂公園等の整備を計画しているものでございます。

続きまして、右側の52ページをご覧くださいと思います。おもてなしトイレ事業につきましては、オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年度までに、会場周辺や主要観光ルート沿いの公衆便所ですとか公園便所など、外国人観光客を初めとした誰もが快適で清潔に利用できるように環境整備を行うもので、バリアフリー化や便器の洋式化を計画的に進めているものでございます。

続きまして、53ページ、54ページ、両方のページをご覧くださいと思います。公園・児童遊園の維持管理、次に、公衆便所・公園便所の維持管理でございます。公園や児童遊園または公衆便所・公園便所など、それらの施設を安全・安心にご利用いただけるように、施設の点検を行うとともに、必要な補修や清掃などの作業を行っているものでございます。また、便器の取り替えだけで洋式化を図れるトイレもありますので、維持修繕の範囲の内でもバリアフリー化、洋式化、そういったものに取り組んでいるものでございます。

最後になりますが、55ページをご覧くださいと思います。しながわ水族館でございます。平成30年3月末で開園から累計入館者数は1,850万人を超えております。昨年の入館者数は約44万人となっております。今年度につきましては、品川区の観光資源といたしまして、多くの方に楽しんでいただけるようにさまざまな企画や展示を行ってまいります。また、情報発信の新たな手法として、Web動画を作成し、メディアへの情報提供を行い、さらなる入館者増を目指してまいります。

○持田河川下水道課長

それでは、私から、河川下水道課の事務事業について説明いたします。

56ページをご覧ください。まず、水辺の活用でございます。区民が水と触れ合い親しむため、水辺空間の整備と利活用を進める取り組みを行います。上段は、五反田水辺が結ぶプロジェクトでございます。このプロジェクトは、五反田地区の舟運の拠点となる棧橋とその周辺の道路・公園を一体的に整備し、水辺のにぎわい拠点をつくるものでございます。こちらは契約は終えてございますが、今年度棧橋本体の整備、五反田南公園の改修を行い、その後、大崎橋広場や周辺道路の改修などを進め、平成31年12月のオープンを目指してまいります。

56ページ下段は、ヒカリノミズプロジェクトとして、橋梁等のライトアップを行うものです。これまで冬の時期に期間限定で行ってまいりましたが、本格実施のために今年度より目黒川、京浜運河の設計と工事に着手いたします。

続きまして、57ページの上段、区有棧橋のリニューアル事業でございます。既存の棧橋をより使い

やすくするため、バリアフリー化、照明、サインの設置を進めてまいります。中段、河川・運河の利用促進としまして、今年度より目黒川の五反田地区におきまして、河川敷地占用許可準則に基づくケータリングカーによるランチの提供等が可能となっております。区としましては、水辺の利活用に資するイベントの助成を行ってまいります。

続きまして、58ページから59ページは、河川・運河の水質浄化の取り組みでございます。59ページ、川の日啓発活動といたしまして立会川・勝島運河の環境美化運動を今年は7月5日に実施いたします。59ページの中段、目黒川につきましては、水質改善を目的としました河川の浚渫を東京都と調整を図りながら今年も進めてまいります。

続きまして、60ページから、治水対策としての各種助成制度でございます。総合的な治水対策としまして、区は雨を地面にしみ込ませたり貯めたりする雨水流出抑制事業を推進いたします。具体的には61ページから62ページにありますように、浸透ます、貯留タンク、防水板を設置する費用の一部を助成してございます。

続きまして、63ページ、津波・高潮対策でございます。東日本大震災以降、継続して進めてまいります津波ワークショップ、勉強会の実施、また津波避難施設の指定などを引き続き進めるものでございます。

続きまして、64ページからは、下水道施設の建設事業でございます。今年度も東京都より下水道事業を受託し、整備を進めてまいります。

65ページ、こちら立会川沿岸エリアの浸水対策として。浜川雨水排水管や取水管を建設するものです。今年度、舗装復旧工事をもちまして、関連工事は一旦終了となっているところでございます。

66ページ、東京都の立会川雨水放流管建設事業に関連する事業についてでございますが、こちらにつきましては、東京都の計画変更があったということで、後ほど報告事項として説明をいたします。

続きまして、67ページ、戸越・西品川地区の浸水対策として第二戸越幹線の整備を進めてまいります。こちらは、東京都豪雨対策基本方針に位置づけられました雨水の下水道管の整備でございます。今年度は、西品川公園における立坑整備工事を進めるとともに、新たに上流部のシールド工事に着手してまいります。

68ページから70ページにつきましては、下水道管の耐震対策、老朽化対策の工事でございます。東京都と実施箇所を調整しながら、今年度も引き続き工事を進めてまいりたいと考えてございます。

○曾田災害対策担当部長

私からは、防災について説明いたします。2ページにお戻りいただきたいと思います。2ページの第1項目、「災害に強いまちづくり」にありますように、区は、「品川区災害対策基本条例」で掲げました「しながわの防災力の高度化」のため、これまでさまざまな防災対策に取り組んでまいりました。昨年度は、地域防災計画を大きく見直すなど、さらなる充実を図ったところであります。

平成30年度は避難所運営マニュアルの更新支援、「わが家の防災ハンドブック」改訂などにより、より災害に強いまちづくりの実現に努めてまいります。

具体的な事項については、両課長から説明いたします。

○古巻防災課長

それでは、私から防災課の事業についてご説明いたします。防災課では、さまざまな観点から幅広く防災対策を行っておりますが、私からは、訓練関係、国民保護など、防災安全担当、国民保護担当が所轄する事業以外の部分につきまして、ご説明を申し上げます。時間の関係もございますので、今年度の

新規事業を中心にということで触れてまいりたいと思います。

初めに、71ページをお開きください。ページ下部の品川区地域防災計画でございますが、昨年度修正を行いまして、平成30年5月1日に公表をいたしました。5月末には防災関係機関へ冊子の配布を行っております。

続きまして、75ページをご覧ください。9の(2)防災行政無線設備更新工事でございます。昨年度より更新工事を実施し、平成30年度は2年目となります。今年度につきましては、庁舎内の親局の改修および子局34局の更新を予定しております。

続きまして、81ページになります。右側のページになりますが、(2)避難所運営でございます。まず、②避難所運営マニュアルの更新支援でございますが、こちら区内52カ所の区民避難所につきまして、避難所ごとの特性に応じた運営マニュアルの更新の支援を行ってまいります。要配慮者や女性への配慮など、課題の反映も行いましてマニュアルの充実を図ってまいります。続きまして、(3)の「避難ここ知一る」設置工事でございますが、区内700カ所の街路灯に、右側にお示ししておりますが、こちらのような番地とその地域の広域避難場所と避難所、および避難場所・避難所の地図をスマートフォン等で表示できるようなQRコードを記載したシートを張りまして、平素からの避難場所、避難所に対する認識の向上を促すとともに、円滑な避難に資するものいたします。ページ下2の(1)支援物資受援体制再構築では、主に発災4日目以降に実施される国等からの支援物資を迅速、円滑に受け入れ、流通させるための体制につきまして、見直しを図ってまいります。

次に、89ページをお開きください。5の帰宅困難者対策でございます。各協議会の運営状況は表にまとめたとおりでございますが、既に設立されております国道15号線徒歩帰宅者支援対策協議会および目黒駅周辺・大井町周辺におきます帰宅困難者対策協議会におきましては、事業者など構成メンバーを主体とした支援ルールの策定や訓練などの活動が行われております。平成30年度につきましては、大崎駅周辺および五反田駅周辺における帰宅困難者対策協議会の設立を予定しております。

次に、96ページをお開きください。左側のページになりますが、7の防災体験VRでございます。バーチャルリアリティ技術を使いまして機器を導入いたしまして、リアルな災害体験を通じて防災体験館、防災訓練の充実を図ってまいります。また、ビル火災からの非難を体験できる内容の既存コンテンツでの体験につきましては、6月1日より開始をしております。今後につきましては、品川区の特性に応じた体験のできる独自コンテンツを開発いたしまして、体験内容の充実を図っております。

その下、「わが家の防災ハンドブック」改訂は、平成24年度に作成した「わが家の防災ハンドブック」を地域防災計画の修正や近年の災害事例からの課題などを踏まえた内容に改定し、各戸配布をしていくものでございます。

私からは以上となります。防災訓練等に関しましては、災害対策担当課長よりご説明をいたします。

○富澤災害対策担当課長

私からは、防災訓練関係につきましてご説明を申し上げます。

初めに、96ページをお開きください。ページ下段にあります1の総合防災訓練でございます。区内13地区の防災協議会が主催をします総合防災訓練ですが、消防機関と連携を図りながら、訓練の支援に当たっているところでございます。

次に、97ページをご覧ください。2の区内一斉防災訓練でございます。こちらは区民と区職員が大規模震災の発生という同じ想定のもと訓練を進めてまいります。

1枚おめくりいただいて、98ページをご覧ください。区職員の訓練でございます。集中豪雨や台風

などに対応する風水害初動活動体制訓練や、区と消防など関係機関と合同で行う水防訓練などを行い、水害に備えているところでございます。

最後に、101ページをご覧ください。2の国民保護計画でございます。今年度は平成31年度予定の修正に向けまして、基礎調査等を進めていく予定でございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

これより、ただいまの説明に対する質疑に入りますが、先ほども申し上げましたように、具体的な質疑は今後取り上げていく個々の案件の中で活発に行ってまいりたいと考えておりますので、その点を踏まえまして、特にご確認したい点がございましたらご発言願います。

○安藤委員

この概要でしかなかなか質疑できないようなものですか、概要的なものについて質問したいと思います。

まず、都市環境部のほうに幾つかお伺いしたいのですけれども、計画の3の都市計画審議会のところなのですが、事務局が都市計画課ということなのですけれども、ほかの審議会では行われているような議事録のホームページの公開ですか、あと傍聴者への資料配付などが行われていないのが現状なのです。改善が必要だと思っていて、事務局としてどういうふうに考えていらっしゃるのか。これ、特にまちづくりの大事な決定にかかわることなので、やはりより審議の過程や情報というのは区民に知らせることはまちづくりに必要だと思うのですけれども、それが余り重要でないということの考えのもとにこうして今公開が不十分になっているのか、そこら辺をちょっと一点お伺いしたいというのが一つです。

もう一つは、これはまちづくり全体にかかわることなのですけれども、今区民の方からもやはり品川区って何でこんなに高いビルばかりつくり続けるのだという、まちづくりに対する不満の声というのはもう私はあちこちで聞くのです。そうした中で、まちづくりというふうにさまざま書いているのですけれども、やはり私は今品川区の再開発というのは実態はディベロッパーによる商売が主導して、民間活力の活用といいますけれども、客観的に見て超高層のビルの乱立になっていると思うのですよ。品川区としては、超高層によるさまざまな弊害、課題というのはどう考えているのかなと改めてお伺いしたい。一つは環境負荷の問題に日照もありますし、さまざまあります。あと風害ですね。あと、インフラのパンクの問題が2点目、3点目は建て替え困難ではないかという問題、4番目は防災にとっても陸の孤島になってしまうのではないかという問題、あと5番目はCO₂発生の問題ですね。そういったさまざまあるのですけれども、超高層による弊害、課題というのはどういうふうに考えているのか、課題はないと考えているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○鈴木都市計画課長

都市計画審議会における傍聴者への資料の配付、ならびに議事録の公開につきましては、内容に応じて適宜やっていかなければいけないなというところでございますが、基本的には都市計画審議会の中でご審議いただいて、区民の代表の方も含めて、さまざまな方に委員として入っていただいて、その中でご審議いただくというところでございますので、今のところは全て公開という形ではございませんが、適宜適切にやっていきたいというところでございます。

○稲田都市開発課長

都市開発のほうでビルのお話、ご質問にお答えしたいと思います。

品川区まちづくりマスタープランに基づきまして、各地区の特性を活かしながら、このまちづくりを進めてきているというところにおきまして、市街地再開発事業におきましては、先ほども申し上げましたとおり拠点地区というのを指定しておりますが、そちらを中心としましてまちづくりを進めているというところでございます。

そういう中におきましては、風の話とか日陰の話とかいろいろございますけれども、そういうものに対しても事前に検討して、また事後もその効果等を測っていくというようなところもございまして、広場におきまして、この地区に必要な広場、道路等々についてしっかりとした都市基盤を考えながら、そしてつくっていきながらまちづくりを進めているというところでございまして、地区に住む区民にとっても安全で安心なまちづくりを今後も進めていく予定です。

○安藤委員

都計審のほうは、事務局が都市計画で結構公開とかは、ある程度資料を配るかどうかは事務局としてはこういう会議であるべきだとか、何というんでしょう、事務局の判断でやってもらえないかということで、私はやるべきだと思うのです。そういう大事なまちづくりのルールをつくる過程が、少なくともそれがどういうものなのかというのを区民に知らせずして決まっていくということは、これはもう、ちょっと普通におかしいことだと思うのです。ですから、区としてももちろん事務局としても、そこら辺の問題意識を持って改善していただきたいのです。と思いますけれども、いかがでしょうか。

それと、まちづくりは、私が伺ったのは、マスタープランに従ってとありますけれども、それは超高層をつくるためのマスタープランになっていますから、私は順番が逆になっているのではないかと思っているのです。私が伺ったのは弊害です。さまざま5点紹介しましたがけれども、課題ばかりなわけではないですか。これを課題と認識しているのか、どういうふうに考えているのか。課題は私はあると思うのです。そこら辺をどう考えていらっしゃるのかというのを大雑把に大きくくりで聞いたので、そこはぜひお答えいただきたい。先ほどの答弁ではお答えになっていないので、お答えをいただきたいと思えます。

それとあわせて3点目、4点目も聞いてしまいたいのですが、都市計画課の15ページの、立会川・勝島地区まちづくりビジョンと木密の18ページの木密連担等々あるのですけれども、こういったまちづくりビジョンですとかまちづくり検討会の運営をしていく、検討会を立ち上げるというところに当たっては、やはりしっかり住民意見というのを反映させていくということが大事だと思うのですが、どういうふうに住民意見を反映させていくと考えているのか。私はすごく大事な観点だと思うので、それぞれの事業でもしあればお伺いしたいというのが3点目です。

それと、最後4点目は、リニア中央新幹線の問題が都市開発課の30ページに載っていますけれども、これは区民への影響は決して小さくない事業だと思いますが、ほとんどこの間建設委員会などには報告がないです。ですから、直上のお宅への影響ですとか、そのほか立坑現場ではものすごく渋滞になったりするおそれもあるわけです。事業そのものの問題もあります。これは議会でもしっかり報告すべき事項だと思うのですけれども、そこら辺ぜひ報告してもらいたい必要があると思うのです。そこら辺はいかがでしょうかというのが4点目です。

○鈴木都市計画課長

まず、再開発等の審議会での資料の配付、ひいては区民、地域への事業の内容の周知でございますが、基本的には都市計画で進めている再開発事業等につきましては、都市計画法に基づいてエリア内の地権者あるいは周辺の方々、そういった方々への移転の説明ですとか意見の聴取ですとか、あるいは公告・

縦覧という形で広く区民の方に知っていただく場、意見をいただく場も設定してございますので、そういったところを活用しながら地域の方、区民の方に説明をしていくというところで進めているところでございます。

それから、私のほうから立会川まちづくりビジョンの検討過程における地域の方の意見の反映でございますが、立会川・勝島のビジョン策定の昨年度の過程において、エリア内の方のまちづくりを進めている方々、あるいは町会の方々へ意見を聞いたり、広くはエリア内の方々にアンケートをとって、どういったところが課題で、どういったところをまちづくりとして進めていきたいか等々の意見のアンケートをとってございます。そういったところを反映しながら最終的なとりまとめもしっかり地域の方と相談しながら今策定を進めているというところでございます。

○稲田都市開発課長

市街地再開発事業において、課題等にどう取り組んでいるかというところでございます。まずは、町の課題というところでございまして、これは建物が老朽化しているとか道が狭い、救急車も入れない、緊急車も入れない、そういうところで地域の皆様方が課題に疑問を持ちながら町を改善していこうということで立ち上がっていくものでございます。ここでこのまちづくりをこの人たちがやるとなるとなかなか改善できない都市基盤の改善とかそういうところなのですけれども、これを皆さんが集まって建物を強化して空地をつくりながら広場や道路をつくって、防災上の安全・安心をつくっていくというところでございます。あわせて、その町の特性を活かしまして、その地区に合ったまちづくりを進めていくというところでございます。そう進める中で、風に対しても検討いたしまして事後計測も行ったり、光についても考えながら、条例に従いながら建築をしていくというところでございまして、そのように課題には取り組んでいっているというところでございます。

○高梨木密整備推進課長

西品川一丁目木密連担地域における住民意見の反映の方法についてお答えをさせていただきます。

木密事業を行っている地域に共通して言えることなのですが、しっかり地域の町会や商店街等の団体の方々からまず意見を聞く。それで公募等を用いて広く区民の方々にも、住民の方々にも参加していただく検討会や協議会を立ち上げて、その中で皆さんの意見を聞きながら、整備計画であったりまちづくりの方向性等を議論していきたいと考えております。

また、中には忙しくてそういう検討会にも出られないのだけれどもという方もいらっしゃいますので、アンケート等の方法を使って広く意見を募るといったこともほかの地域でも行っていますし、この地域でも同様に進めていきたいと考えてございます。

○東野まちづくり立体化担当課長

リニア中央新幹線整備に関する当委員会への報告についてでございます。これまでも中央新幹線に関する説明会等につきましては、この委員会等でも事前に報告をさせていただきました。また、事業につきましてはJR東海が進めるものでございます。こちらのJR東海のホームページ等でも確認ができると思います。こちら、リニア中央新幹線につきましては、区民への影響は私どもも大きいものと思っておりますので、適宜委員会での報告をさせていただきたいと思っております。

○安藤委員

ぜひリニアのほうはよろしくお願ひしたいと思っておりますが、都市計画審議会のところですが、それは法に基づいてやらなければいけないというのは、法律に定められていたらそれをやらなかったら法律違反になりますから当然だと思うのですけれども、私が伺っているのは、それで十分という考えなの

ですか。ではなくて、少なくとも都市計画審議会という公開の場でされている議論が、ほかの審議会に比べても決して、重要性は非常に高いというか劣らない、そういう審議会で行われている議論が、ほかの審議会では子ども・子育て、障害者の問題とか公開されているものが公開されていないと。区政資料コーナーには置いてはいますが、今どき紙でその場に行かないと見られないというような状況です。それがおかしくないのですかと。これは、では品川区はそういったことをやらないということは、審議の過程や情報というのを区民に知らせることはまちづくりに必要ないという考えをお持ちだというふうに判断せざるを得ないのですけれども、そこら辺、どう考えているのかというのを伺いましたので、そこら辺はちょっとぜひ改善していただきたいのですがいかがでしょうか。

それと、まちづくりのほうは、課題にも取り組んでいると。最初は町の課題があつてそれを解決するためにまちづくりをするのだけれども、それに伴う風などの課題にも取り組んでいますということですが、特にいろいろ課題があると思うのですけれども、私は町の課題の解決といいながらそれ以上にものすごい大きな未解決の課題をつくっていくのが、この超高層乱立のまちづくりになってしまうのではないかということをおっしゃっているのです。特に、人口集中のインフラパンクですね、あと将来の建て替えてどうするのか。もう何も考えないでどんどん品川区に人を呼んでくる、超高層でつくっていくというのはまちづくりではなくて、それは本当行き当たりばつりの商売です。そういうので未解決な問題をどんどんつくっていったいいのですかということなのです。そういう問題意識。特に、インフラパンクの場合は、特に学校とか保育園とかさらに駅舎ですね、武蔵小山もそうですよ、これから大崎もそうです。そういったことを何も考えないでこれからどんどん超高層をつくっていくことでもいいのですか、大丈夫なのですかというのです。そこら辺の課題をどう考えているのか。

あともう一つ、建て替えです。建て替えというのは、超高層でタワーマンションであればあるほど権利関係も複雑。これが賃貸だったらいいですよ、1人の権利者が貸しているということなら、まだ分かりやすいです。ところが、ほとんどが分譲で、しかも買っている方は外国人の方も含めてすごくいろいろな方が入ってくる中で、しかも世帯数は1,000世帯となってしまうと、どうやって建て替えるのだという問題を考えているのですかね。そこら辺なのです。その辺を課題としてどういうふうに考えているのか、そこら辺はしっかりと検討して解決ということを考えていかないと、とてもこういうまちづくりを進めてはいけないと私は思うのです。そこら辺どうなのかということをお伺いしたのです。ぜひもう一度お伺いします。

あと、防災まちづくり部のほうに行きますが、一つは、国民保護担当のところ、8ページ目に書いてはありますが、自衛隊の経験者が2人目、係長ですか、で入ってくるということだったと思うのですが、たしか自衛隊の経験者の方だったような、現役の方は来ないですからね。定年退職した方なのか、それともあえてやめてこっちに移ったのかわからないので、そこら辺どういう方が来るのか、どういう経歴の方なのかをできれば伺いたいのですけれども。私が伺いたいの、国民保護担当に自衛隊の経験者の方を入れるメリットというのは何なのかと、具体的に教えていただきたいと思うのです。一般論だとわからないので。やっぱり私は問題意識としては、よくも悪くも実力組織なのです、自衛隊というのは。それを2人目、3人目とどんどん自治体に入れていきますと、実力組織の自衛隊と自治体の結びつきというのは、よくも悪くも深まっていくと。これは私は慎重であるべきだと思うし、もしどうしても入れたいというのであったら、入れるメリットは何なのかというのを具体的に聞かせていただきたいです。

○鈴木都市計画課長

都市計画審議会における資料等の公表でございますが、ご質問の過程の中で、区のほかの審議会についての公表の点に触れたところがございますが、当然ながら区のさまざまな計画、その計画策定に基づく審議会の設置、そういったものは、広く区全域にかかるようなものは広く隅々まで区民の方に届くような公表の仕方ということがあろうかと思えます。都市計画、再開発事業など、そういった取り組みの情報の伝え方というものにつきましては、やはりその事業エリア内、あるいは周辺の方々、伝えるべき人々、人にまずしっかり伝えなければいけないということがございますから、そういった意味では、法に基づいてやっているからこれは当たり前のようなことですが、法に基づいて重要なこととして位置づけられているものをしっかりやっているというところがまず第1点でございますので、その上で区政資料コーナーですとかそういったところに資料を置いて、必要な情報の伝え方をしていくというところでございます。

○稲田都市開発課長

市街地再開発事業に伴う、インフラ等々の問題をどうするのかというところでございますが、例えば鉄道におきましては、事前に情報を流しながら今後のこのような状況になりますよとか、そういう打ち合わせを鉄道事業者とやってきているというところでございます。例えば、大崎駅なのですけれども、大崎駅は町も工場地帯からだんだんこのようなオフィスとかそういった形に変わっては来ているのですけれども、鉄道自体も埼京線が乗り入れたり、湘南新宿ラインも乗り入れて非常に町全体での発展を行ってきているというところにおきましては、鉄道事業者も大崎駅の対応について今後さらに議論をしながら安全な駅等にしていきたいという考えがございます。

それから、ビルを建てた後そのままではいけないのではないかという話ですけれども、これはしっかりとした管理組合ができてやってきているというところがございます。そういう中で長期修繕計画、そういうものも立てながらやってきているものと考えております。現に既に建っているビルで大規模修繕等も実施しているという話も聞いたりしております。そういうところで、各管理組合がしっかりとその辺も考えながらやってきているというところでございます。

○藤田防災まちづくり部長

国民保護についてでございますけれども、人事の話ですので、委員会の議論もいろいろなところであるかと思えますが、建設委員会としては、私どもとしてはさまざまな研修も含めて、経験を通じてのものであると考えてございます。総合的に勘案しての採用ということで考えてございます。

○安藤委員

何でこの国民保護担当に自衛隊の経験者の方を入れるかどうかというメリットというのは、この部でしか言えないことだと思うので、そこは総務には言えないといいますか、総務が……。まあいいや、こちらでぜひ言ってほしいです。メリットが全然具体的でないですね。経験を通してなんて言われても、総合的になんて言われても、何か全然わからないので、そこら辺はちゃんとしっかりと、これだから自衛隊のOBが必要なのだというふうな理由はないということですか。何か説明できないということは理由がないということなのかと思わざるを得ないのですけれども、そこら辺いかがでしょうか。

それと、まちづくりの課題については、超高層の課題については、長期修繕計画なども立てているということでしたが、私は少し見通しが甘いなど。建て替えをどうするのだという話になってきたときに、しかもそれは何十年後というときに、それは誰もわからないわけです。そういった中で、かなり専門家からも、これは大きな負の遺産をどんどんつくっているのではないかという話も出ていますので、そこら辺は見通しが甘いと思いますので、ぜひこれから施策の見直しをしていく必要が私はあると思ってお

ります。

最後、防災まちづくり部のところ、あと2つなのですけれども、自衛隊の先ほどのところはお答えいただきたいです。3ページと59ページで水質改善について触れられているのですけれども、目黒川のところ、特に59ページのほうは浚渫というのでしたか、泥をすくうというか。あと、上流から水量を増やすために放流するみたいな話があるのですけれども、対策はそれしかないわけですね。でも、目黒川の水質改善というのはやはり長年の地域の夢でもあるのですが、一番何が問題になっているというところで考えているのか。いろいろあると思うのです、いろいろあると思うのですけれども、そこに対する徹底的な対策というところは、やはりいわば上流のほうの自治体のところも連携しながら、下水道改善みたいなのところも必要だと私は思うのです。そこら辺、目黒川の対策についての決定的なところはどいうふうに考えているのか、お伺いします。

最後、94ページなのですが、高層マンションにおける防災対策の強化とあります。私も重要な課題だとは思いますが、ここでは、先ほどの続きになるかもしれないのですが、アドバイザー派遣と防災訓練実施とソフト対策のみなのですね。とても不十分だと思うのですけれども。そもそも何度か紹介していますが、高層マンションが安全なのかというのはかなり疑問です。エレベーターがとまった、配管が壊れた、トイレが使えない、上にいけないということで、建物自体が倒れなかったとしても防災上大きな課題があると思っております。ですから、このソフト対策のみで十分なのか、課題を伺いたいと思います。

○たけうち委員長

先ほどの人事の件は、基本的には総務委員会マターになりますが、建設委員会の中で可能な範囲でもしお答えがあればお願いいたします。

○藤田防災まちづくり部長

先ほども申し上げましたけれども、国民保護としての観点のさまざまな研修も含めて経験を通じてのものと感じているところでございます。また、最終的には、やはり国民保護というお仕事そのものが自衛隊のほうで国民保護という観点で行われるような事象でありますので、そことしっかりつないでいく必要はあると感じているところでございます。

○持田河川下水道課長

目黒川の水質に関するご質問がございました。現状としましては、今上流からいわゆる清流復活という形で下水道の再生水を流すなどして、水質はある程度安定した値になっているところでございます。その一方で、春から夏にかけて、品川区また目黒区の間あたりで白濁したり臭気が出るということも把握しているところでございます。この原因につきましては、過去にいろいろと検討がなされておまして、川の下流、海水が流れ込むというのが一つ要因としてあって、もう一方で、雨が降ったときに下水道からの越流水という形で有機分の多い水が流れ込んでくると。そういったものが水の中で化学反応というのでしょうか、反応をしまして白くなって臭気が出たりするというようなメカニズムにつきましては、おおむね把握しているところでございます。

今後の対策といたしましては、我々区としましては、当然まず下水道の放流という部分もございまして、東京都のほうには我々品川区だけでなく目黒区や世田谷区と連携しながら、合流改善要望活動というのを毎年やっているところでございます。また、海水の流入というのはとめられないわけでございますので、そういった形での対策、またものすごく費用をかければいろいろな施策があるのかもしれませんが、そういった形で要望するとともに、今具体的にはヘドロを取るような形での浚渫というような

ところも東京都と一緒にやっているというところがございます。そのような形で水質を少しでも改善していくという取り組みをしているところがございます。

○古巻防災課長

私から、高層マンションの件をお答えしたいと思います。

先ほども事務事業概要の説明の冒頭で申し上げましたけれども、防災課ではさまざまな観点から幅広く防災対策を行っております。ですから、高層マンションに関しましても、高層だけではないですけれどもマンションにおきますさまざまな防災対策、これは一般の一軒家ですか、そういったものとはやはり違った対策が必要になってくるというのは明らかなことであります。どちらが危険かとか安全かという観点ではありません。マンションとして必要な防災対策について、防災課としてきちんと事業を行っていく、これが防災課の考え方でございますので、ソフトウェア対策中心ではございますけれども、それは防災課の事業としての性格から来るものでございますので、今後も引き続きマンションに関しましてこういった形の防災対策強化を進めてまいりたいと思っております。

○西本委員

4つございます。これからの進め方についても確認したいので、まず一つは、ECOフェスタはもう終わってしまったので来年度に向けてお願いしたいなと思っておりますが、先ほど拡張して3万5,000人来場されたということなのですが、広がったのはわかるのですが、非常にわかりにくかったというご意見をいただいておりますし、実際にフードコートのエリアをまとめたというのはいいのですが、場所がちょっとよくわからないということで非常に混乱をしたというところがありますので、これは主催者側とアンケートをとりながらいろいろやられるのだと思っておりますけれども、改善も含めて検討をお願いしたいなと思っております。これは来年度に向けてお願いしたいと思っております。

2つ目が、シェアサイクルで、先ほど他自治体とコラボされるということだったのですが、どこまで話が進んでいるのかというところをお聞かせください。

3つ目が、先ほども密集市街地のまちづくり協議会についての話がありました。これは委員会の中でまちづくり協議会に対する内容の説明が余り当委員会になかったと思うのです。ですから、これから密集市街地対策をいろいろやられる中で、協議会を設立をして、その中でいろいろな議論がなされる。その議論がなされたことについての報告というのは、どういうときのタイミングでどういうところまで来たら当委員会に報告をしていただけるものなののでしょうか。できれば、詳細は要らないにしても、こういうことで進んでいますよというような経過報告を含めて報告は必要なのかなと思っております。

4つ目としては、羽田空港の機能強化の件ですが、今年度から当委員会に所管が変更になりました。今日はそれに対する報告がなされないのですね。なので、これがどういうふうに関後進められるのか。できれば事務事業概要という形の中で、今こういうところになっていてというお話があってもよかったのではないかなと思うのですが、これからの仕切りについてお伺いしたいと思います。

○たけうち委員長

今の羽田の件とまちづくり協議会の経過報告については、こちらの委員会の進め方なので、私のほうからご案内させていただきます。

まず、まちづくり協議会の議論の経過報告については、今西本委員もおっしゃったように細かいことを一々一つ一つは難しいと思うのですが、大体概略が固まってくる段階段階を見まして、正副で調整して必要に応じて報告はしたいと考えております。

それから、羽田については、事務事業概要が移ったわけではないのです。いわゆるそこに出てきたも

のをどこの委員会が扱うかと。それが行革ではなくて今回は建設委員会ということなので、ご存じのように事務事業に特に羽田空港の話があるわけではありませんので、今日理事者から報告がなくて当たり前のことなのです。騒音対策とかということで絡んでくるのはあるかもしれませんが。ただ、この後進めていく中で、所管事務調査はどうしますかという中で、例えばもし必要ならお出しただいて、それは議論の中で決定していくことになると思うのですが、ただ、今日の事務事業概要に特に羽田のことはあるわけではありませんので、そこはちょっと認識が違うのではないかと考えているので、改めていただければと思います。

その他の質問について、理事者からお答えをいただきたいと思います。

○小林環境課長

私からはE C Oフェスの件についてのご質問にお答えします。今年度から拡張してイベントを実施したところがございますが、その対策として、ボランティアでお入りになっている大崎高校の皆様の案内とか誘導とかを今まで以上に大きくやってきたところがございますが、委員からのご指摘のとおりわかりづらかったという意見については、これからアンケートをとっているところを集計している最中がございますので、それらのご意見等を参考にしながら来年度に活かしていきたいと考えているところがございます。

○今井土木管理課長

シェアサイクルにおきますほかの自治体との連携でございますけれども、シェアサイクル事業はドコモ・バイクシェアという事業者の自主事業という形でもやっておりまして、共同事業という形で各区で連携して取り組んでいるところでございます。

実際には、初めてスタートしました区が中心になって、だんだん広げる形で進んでまいりましたので、今後また今現在都内9区この事業者で連携しておりますけれども、今後も引き続きサービスの向上を目指して一緒に取り組んでいくという形になっております。

○西本委員

ありがとうございました。E C Oフェスタとシェアサイクルについては今後報告事項がいろいろあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、密集市街地のまちづくり協議会なのですが、確かに中身がある程度決まってからということになるのでしょうけれども、ただ、例えば密集市街地の解消の中で道路の拡張とかそういう例が出たりとかということが出てくるのですね。それはそれで町会の方々、関係者から出てくるというのはわからないではないのですが、私が非常に気にしているのは、それがひとり歩きしてしまうような、議会にもかかっていないようなものも協議会のほうで決まってしまう、議論されているということが見受けられるのです。なので、そうなってくると、結局町のところでは拡張だ何だかんだという話になって、議会のほうがわかりませんでしたというような状況になって来やしないか。だから、なるべく建設委員会の中である程度のことの情報共有というのが必要ではないかと非常に感じております。なので、決まってからというのは遅いと思うのですね。経過報告というのは、ここのところの協議会ではこういう話になっていますというようなそういう報告、あと例えばニュースなんかも発行されているものについては、こちらのほうにもお渡ししていただくとか、そういう細かいところの経過報告がぜひ欲しいなと思っています。

羽田空港についてはいろいろな案件があつてからというお話なのですが、所管事務調査の中に入るのかどうかわかりませんが、議論になっているときに経過報告をしていただきたいなと思います。

行革での審査内容は、もちろん議事録を見て同じ情報は入手しますが、やはり皆様の情報の共有というのですか、そういうスタート時点での議論というのが必要になってくるかなと思っておりまして。そういう機会があったら結構ですので、それを含めての報告事項、もしくは議論という形にさせていただきたいなと思っておりまして、よろしくお願いいたします。

○たけうち委員長

ご要望として承って、正副で検討いたします。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で事務事業概要を終了いたします。

3 報告事項

(1) 平成30年7月区営住宅入居者募集について

○たけうち委員長

次に、3の報告事項を聴取いたします。初めに(1)平成30年7月区営住宅入居者募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○森住宅課長

私からは、平成30年7月の区営住宅入居者募集について、ご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。

1番、募集内容ですが、区営住宅の入居者募集となります。

2番、申込用紙の配布期間は7月2日月曜日から7月9日月曜日まで、配布場所は住宅課を初め資料に記載しております各施設となっております。

3番の申込書の受付は、郵送で7月17日火曜日までに届いたものが対象となります。抽選番号は7月24日火曜日ごろまでに申込者宛てに発送予定です。

4番、募集住宅は計11戸、1人から2人世帯向けの住宅と、2人以上の世帯向けの住宅の内訳は記載のとおりでございます。

5番、抽選日は7月31日火曜日を予定しております。

6番、抽選結果の通知は8月7日火曜日ごろまでに申込者宛てに発送予定となっております。

7番、広報ですが、7月1日号の広報「しながわ」、区のホームページへの掲載を予定しております。

8番、休日相談窓口については、記載のとおりです。

9番、最後に募集の冊子につきましては、募集開始日の7月2日月曜日に区議会事務局を通じて委員の皆様へ配付させていただく予定です。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

それでは、発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 立会川雨水放流管工事（東京都下水道局施工）について

○たけうち委員長

次に、(2)立会川雨水放流管工事（東京都下水道局施工）についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○持田河川下水道課長

私からは、現在立会川におきまして、東京都下水道局が施工してございます立会川雨水放流管工事について報告いたします。資料をご覧ください。

1番の工事概要でございます。この工事につきましては、平成29年6月29日の建設委員会におきまして現地をご視察いただいたものでございますが、改めて工事の目的と概要についてご説明いたします。この工事は、立会川流域で多発しております浸水被害の軽減、立会川（勝島運河）の水質改善を目的に、立会川の地下に新しい下水道管をシールド工法で整備し、上流は月見橋の家、下流はなぎさ会館の駐車場部分にマンホールをつくるものでございます。さらに、この事業が終了いたしますと、河口部に樋門・排水機場が建設されまして、地域の高潮津波対策が推進されるものでございます。現在シールドマシンはなぎさ会館を発進しまして上流50mほど進んだところでございます。また、この工事のため、区の施設であります月見橋の家は南大井三丁目に仮移転し、敷地を工事用地として都に貸与しているものでございます。

2番、工事工程の変更についてです。東京都からの報告によりますと、浸水被害に対する安全性をさらに向上させたいとの意向から、月見橋のマンホール構造を見直し、より大型のものにしたいということでございます。これにともないまして、雨水放流管の通水時期がおくれるということになります。資料の下段に工程表がございまして、緑が現行の工程、赤が変更する工程です。表の3段目ですね、マンホール築造という行に通水開始と赤字で書いてございます。工事の規模が大きく期間が長くなるということで、この通水開始の時期が現行よりも1年半おくれの平成33年度末まで延伸となる見込みでございます。

なお、マンホール構造の見直し等によりまして、工事そのものが大規模になるということから、マンホール整備後に月見橋の家を復旧するという工程の変更を行います。工程表の4段目、月見橋の家の復旧工事を示してございますが、マンホール整備後に建築を開始するものとなりまして、建築の完了が現工程よりも3年半おくれて平成34年末となる見込みでございます。この間、仮移転の期間が延びることになります。

3番目、今後の予定です。今後は東京都と連携いたしまして、町会、周辺の区民、月見橋の家を利用される方々への説明を順次実施していく予定でございます。また、このような工事工程の変更は、浸水対策、高潮対策のおくれなど、区にとっても非常に大きな影響になる内容でございますので、工事は難易度の高いものが続くと聞いてございますので、工程管理の徹底を都に強く要請していくものとしてございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○横山委員

1点だけお願いいたします。「立会川流域の浸水被害に対するさらなる安全性の向上を図る」とあるのですけれども、詳細はどのような形で安全性が向上されるのか教えてください。

○持田河川下水道課長

この「さらなる安全性」という部分につきまして、東京都のほうは立会川の下水道幹線からこのマンホールにたくさんの水を取り込むことで地域の浸水被害が防止されると考えてございます。この取り込

むところのマンホールの構造というか、マンホール自体の大きさ、こういったものを東京都は何度も実験などを繰り返しながらより安全にしっかりと取り込めるものにしていきたいという意向があるということでございます。そういったことから、設計のほうは内容を少し変更しまして、より大きな施設をつくりたいと。このために工事期間が少し長くなってしまったという説明が区のほうにあったというところでございます。

○安藤委員

今の質疑にかかわるのですが、さらに構造を見直すことになったきっかけというか背景というか、ちょっとよくわからないところがあったので、もう一度説明していただければと思います。

○持田河川下水道課長

見直しの背景ということでございます。こちらは下水道幹線からマンホールに取り込むという非常に特殊な構造ということで、東京都のほうは模型をつくってさまざま実験を行ったということでございます。その中で、近年は大雨も増えているということで、いろいろなケースで検討する中で、これまで検討していたマンホールの形状では水が入らないケースがあるというようなことで、そのために構造を変えてより大型化する必要があるという結論に達したと聞いているところでございます。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますか。ご発言よろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 「震災時火災における避難場所等の指定（第8回）」の公表について

○たけうち委員長

次に、(3)「震災時火災における避難場所等の指定（第8回）」の公表についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○古巻防災課長

それでは、私から、「震災時火災における避難場所等の指定（第8回）」の公表についてご報告申し上げます。資料をご覧ください。

東京都は、東京都震災対策条例に基づきまして、震災時に拡大する火災から住民を安全に保護するため、広域避難場所、地区内残留地区および避難道路の指定をしております。平成25年の見直し以降、市街地の不燃化や土地利用の変更等を考慮いたしまして、今回見直しを行い、6月8日に公表を行ったもので、本日は都の公表内容に基づきまして概要をご報告させていただくものでございます。

資料1の概要でございますが、資料は別添1の記者発表資料をご覧ください。今回の見直しのポイントでございますけれども、1の(1)にございますとおり、全体では避難場所の新たな指定や廃止がございますけれども、品川区に関連する広域避難場所におきましては、新設・廃止といったものはございません。また、既存の避難場所につきましては、避難有効面積の拡大により、1人当たりの面積が不足していた避難場所が解消された点、および避難場所内の災害拠点を区域から除外した点などが主な変更点でございます。また、(2)地区内残留地区につきましては、新規指定や区域の拡大がございました。(2)の最後でございますとおり、品川区におきましては「五反田地区」といった地区内残留地区がございますけれども、そちらについて区域の拡大がございました。

見直し内容につきましては、後ほど別紙にてご説明を申し上げます。

こちらの3、公表内容の入手方法でございますけれども、東京都都市整備局のホームページ等への掲

載を初めまして、資料記載のとおりでございます。なお、4、今後の予定でございますとおり、見直した内容での運用開始につきましては、来月7月1日からということでございます。

資料をおめくりいただきまして、右側に別紙とございます都公表資料の「震災時における避難場所等の指定（第8回）の公表について」をご覧ください。こちらには、1、避難場所指定の目的、2、経緯、それから3、東京都の地域防災計画における避難者対策の位置付けと避難場所等の要件といったものの概要が簡単に示されております。なお、4で第8回見直しの概要ということで、こちらに前回第7回との比較表がございますので、ご覧いただければと思います。

実際の見直しの結果につきましては、続く2枚の地図上に記載をされております。右下に四角の2とあります地図が避難場所等の変更図、次の四角3とある地図が避難道路の指定図になります。なお、避難道路につきましては、都全体で変更は今回ございませんでした。

この地図なのですけれども、23区全体を表現しております関係から、品川区の状況を取り出して把握するのが非常にわかりづらいため、区で独自に説明用の資料をおつくりしております。資料をおめくりいただきまして最後のA3の資料をご覧くださいいただければと思います。こちらに基づきまして、今回品川区に関連する部分のご説明をさせていただければと思います。

右肩に別添2とある資料になります。まず、地図中央部分でございます305五反田地区と書かれた青い斜線の引かれた部分がございますけれども、こちらは五反田地区という地区内残留地区になります。こちらですけれども、地域の東側ですね、赤紫色で網掛けをした部分がございますけれども、こちらが今回新たに指定拡大がされた部分になります。東品川五丁目の一部になりますけれども、そのためにこちら、新たに拡大指定された地区につきましては、基本的には避難を要しない地区という指定での運用になります。それから、避難場所の指定におきましては、港区のエリアですけれども13の自然教育園・聖心女子学院一帯、こちらと37のJRアパート・品川区役所一帯、それからすみません、資料の関係でちょっと図からはみ出していますけれども、38番の大井ふ頭一帯という右側の表がかぶさっている部分のあたりなのですが、一部区域の指定が除外される部分が出ております。これは自然教育園のあたりには医療機関があったり、あと大井ふ頭のほうでは東京都の施設があったり、災害時に拠点となる施設については今回除外をするということでございますので、そういった施設の部分で一部除外があったということでございます。

それから、156の林試の森公園、それから218の大崎駅西口地区一帯では、区域の指定拡大がございました。それらの結果を踏まえまして、ピンク色で示した地区につきましては、避難場所の指定が若干変更になっております。西五反田五丁目から六丁目の一部、五反田地区と書かれた青い斜線の部分の西側になりますけれどもそちら、それからその南側のほうの荏原一丁目とありますとか戸越一丁目、三丁目の一部、それから西品川三丁目の一部、こちらについては避難場所がそれぞれ指定が変更になっております。また、区南部の中延四丁目地区、三角形のピンク色になっている部分ですけれども、こちらは大井競馬場のほうの指定から東京工業大学への指定、これは遠距離での避難の解消のためということで、より距離の近い方へ避難場所の指定の変更が行われているということでございます。同様に、こちら西品川三丁目につきましても、従来の地区ではなく戸越公園一帯ということで、より近い距離への避難が可能な指定になっているということでございます。

また、避難有効面積は1人当たり1平米という基準がございますけれども、こちらの確保のために大井二丁目から三丁目、それから二葉二丁目の一部および西品川二丁目につきましては、それぞれこちら避難場所の指定が変更となっております。詳しくは右側に表がございますので、こちらをご覧ください

ければと思います。

恐れ入りますが、資料につきましては1枚目にお戻りいただきまして、今後の周知についてでございます。今後、区ホームページへの掲載、それから6月21日号の広報「しながわ」へ記事を掲載していく予定になっております。また、該当の町会回覧板、それから掲示板等でも周知を行っていくということで、地域への周知も十分にやっていきたいと考えております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

変更になっているところに対する告知というのはどういうふうにされますでしょうか。

○古巻防災課長

先ほどもご説明したとおり、まずホームページや広報でも掲載しますけれども、該当の町会の回覧板および掲示板で周知を行っているほかに、今現在既に行っておりますが、各町会の町会長会議等に出向きまして、防災課から直接説明をさせていただいております。

○西本委員

避難場所って皆さん本当に認識がかなり高くて、これは結構これ変わりましたとって認識がそうそう簡単に変わるとは思えないのですね。いろいろな手をこれから町会長も含めて町会とも相談しながらやられるのだらうと思うのですけれども、なかなか根づくためには非常に時間がかかるのではないかと思いますので、継続的な告知とかお願いを機会ごとにぜひしていただきたいですし、避難所訓練が毎年行われると思うのですね。その際に、こういうふうに変わりましたよと該当する地域に必ず案内を入れてもらいたい。ここはぜひ告知をしていただいて、認識度を高めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○古巻防災課長

周知につきましては、確かに浸透するということが重要だと考えておりますので、十分に周知が進むように繰り返し周知を進めていきたいと思っております。

○安藤委員

今回8回目ということなのですけれども、これって何年に1回見直しとかそういったルールがあるのかどうか伺います。それと、あと決め方ですね、変更とかいう場合、実際住んでいる方からはいろいろご意見などをいただく機会があるのですが、区民の声の反映というのですか、地元の自治体としての意見というのはどのように変更反映されていくのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○古巻防災課長

見直しの間隔に関しましては、おおむね5年と東京都からは聞いております。前回は平成25年でしたので、ほぼ5年たった平成30年ということで見直しがかかったと認識をしております。

また、地元自治体からの声ということでは、東京都から意見照会は都度ございますので、そういった中で地域の方からの声も含めて東京都に伝えて、地域の声をなるべく反映するような形も考えていきたいと考えております。

○安藤委員

ありがとうございます。

いわゆる広域避難場所の考え方なのですけれども、大火のときに避難すると認識していますが、どの

ような状況のときに避難するという考えなのでしょうか。また、その際の地震の規模というのはどの程度のものを想定しているのか伺いたと思います。

それともう一つは、林試の森公園が1人当たり1平米目標を解消したということになると書いていますけれども、今回まだ国有地の部分を取得していないですよ、林試の森に隣接している国有地、都有地があるのですが、その取得手続が済んでいないのですが、今回その目標は解消されたということになるのでしょうか。伺いたと思います。

○古巻防災課長

まず、広域避難場所の考え方でございますけれども、委員からのご指摘のあったとおり、震災にかかわります大規模な火災から一時的に退避する場所ということで、周りに余り延焼の危険のないエリアで、ある程度一定以上の面積がある地域、こちらを指定するという形になろうかと思います。震災の規模等につきましては、基本的に東京都の被害想定に基づく震災の類型がございますので、そういった中で火災が起こる状況も勘案しながら、指定を進めていると考えております。

また、今ご質問がありました林試の森公園でございますけれども、こちらは第7回の指定のときには1人当たりの避難有効面積が0.89平米ということで多少1平米という基準に満たない地域だったのでございますけれども、今回林試の森公園につきましては、いわゆる住宅の用途のところについてはまだ指定のエリアには入っておりませんで、今回は都立の小山台高校、それから目黒区立の不動小学校、そういったところ、近隣の広域の場所も含めまして指定をするということで、有効面積を確保し、かつ避難地域の地区割りの見直しも含めましてやったところ、有効面積が1人当たり1.13平米ということで改善をして1平米以上に確保ができることになったということで報告を受けております。

○安藤委員

東京都がその公園の面積を確保するために国有地を取得したいという話がありましたのでちょっと伺ったのですけれども、解消は現時点でされたということですね。わかりました。

それと、地震の規模について伺ったのですが、特に震度何以上とかマグニチュード何以上とかいうことでの基準ではないということですかね。かなり大きな地震にならないと大規模大火は起きないのではないかと思ったので、そこら辺のイメージとしてどういうときに広域避難場所に避難するかと、やっぱりもう少し皆さんに周知した方がいいのではないかと思うのですが、そういった意味でちょっと聞いたのですね。もう少し伺いたいのと、どういうイメージでどういうときに広域避難場所に行くのかというのをご説明をもう一度いただければと思います。

あと、質問としてのもう一点は、やはり地域によってはちょっとそこまで行けないのではないかと、うようなところも多々あるように見受けられるのですけれども。一例を挙げますと、大井競馬場あたりに行くというところで、西大井のあたりとか戸越ですか、二葉とかちょっとこのエリアというのは現実的ではないのではないかと、という声も聞くのですけれども、そこら辺、大井競馬場、しながわ区民公園の広域避難場所については区としてはどういう課題を感じていらっしゃるのかお聞かせいただければと思います。

○古巻防災課長

まず、広域避難場所が必要になるような状況のイメージでございますけれども、東京都では特定の震災でという想定ではなくて、震度で言えば震度6強でありますとか震度7といったような規模の震災の中で火が出たという想定で延焼のシミュレーション等を行った結果、避難場所としてふさわしい場所ということで指定をしているということでございますので、火災が広がった場合ということで、品川区全

面的になるのか、それとも一部分で避難が必要になる部分が出るのか、そういったところについてはそれぞれの状況に応じた、結果としてそうなるということでございますので、それを情報としてきちんと区民にお伝えをして避難をしていただくということが前提になろうかと思っております。ですから、品川区全域が火災で何十万人が避難場所へ行かなければいけなくなるというよりは、特定の場所が火災で延焼が起きて広域避難場所に避難するところが出るというようなイメージになろうかなとは思っております。

それから、避難の距離や避難場所へ到達するため移動というところでございますけれども、確かに距離的には多少遠方になるかという部分もございます。ただ、今回東京都でもそういったところにつきましては、なるべく少しでも近い距離のところへ避難をできるような避難場所の指定の見直しですとか地区割りの見直し、そういったものも行っておりますので、一度に解消はしていかないとは思いますが、徐々にそういったところの避難の距離が短くなる、もしくは避難経路が安全になっていくような都市整備も進めていく必要があるのかなと考えております。

○たけうち委員長

よろしいですか。

ほかにご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○たけうち委員長

最後に、予定表の4、その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○溝口公園課長

それでは、私から（仮称）品川区児童相談所の整備について、お手元に配付させていただきましたA4判の資料に基づきましてご報告をさせていただきます。なお、本件につきましては、本日文教委において、児童相談所の設置を所管いたします子ども育成課より、同じ資料に基づき報告を行っているものでございます。

まず、児童相談所を設置する経緯といたしましては、児童福祉法の改正により新たに品川区も設置することができるようになり、これに伴い現在設置に向けた準備を進めているところでございます。

次に、整備計画地および施設の概要といたしましては、資料中ほどの地図に赤で囲われた子供の森公園の一部の敷地を活用した整備計画としているものでございます。

施設の概要といたしましては、まず用途、児童相談所および一時保護所、階数は地上4階から6階、延べ床面積約3,000平米、計画地の面積といたしましては約1,200平米、最寄りの駅である京浜急行新馬場駅より徒歩5分、開設予定時期は平成34年4月。以上の施設計画および施設の概要を予定しているところでございます。

次に、整備のスケジュールでございます。今年度中に基本設計を行いまして、平成31年度には実施設計、平成32年から平成33年の2カ年で整備工事を行いまして、平成34年4月に開設を予定しているところでございます。

最後になりますが、本件につきましては所管課と十分連携しながら事業を進めていき、進捗状況に応

じまして当委員会についても同様にご報告させていただきたいと考えているものでございます。

○たけうち委員長

ただいまの説明に関し、何かご確認等はございますでしょうか。

○安藤委員

最近5歳の女の子の虐待死事件があり、児童相談所のところというのはすごく大事な事業になってきているなと思いますし、目黒区にお住まいの方でしたけれども、品川区に東京都の児童相談所があるということでしたので、かなり区民の皆さんの関心も高いですね。区がしっかり身近な自治体として本当に心の通った施設をつくっていくことが大事だと思いますので、やっぱりそういう意味ではこの整備というのはすごくこれから重要な事業だと思います。

中身なのですけれども、敷地の左下のほうでたしか第一三共から土地を買った部分で公園を広げて、そこで児童相談所というイメージがあったものですから、今回は上のほうにということなのですけれども、左下のところは区が買ったのかどうかということと、なぜその真ん中になったのかということをお伺いしたいと思います。

あと、真ん中のところとなると、微妙に、これはかいじゅう公園ですけれども灰色の草食竜がもしかするとかかってしまうのではないかなという心配があるのですけれども、そこら辺はどうなのかということ、それが2点目です。

あとは、敷地面積が1,200平米で延床面積が3,000平米の計画ということですが、どのような機能を持たせる、どういう施設を整備するという考えのもとに所管課と話し合いがあったのかということをお教えいただければと思います。

○溝口公園課長

まず、今回お示した児童相談所の計画地の考え方でございます。さまざま品川区内どこが適地かということをお話を進めているところでございます。また、子供の森公園の中でどこが一番いいのかということもございまして、委員ご指摘の、今後無償で寄付をいただける土地を含めて計画・検討したところでございますが、ここにつきましては、この後以前建設委員会でもご報告しました下水道の工事が入ってくる関係がございまして、そういったところも勘案して平成34年4月に児童相談所を開園したいということになりますと工事期間が重なることもありますので、そういったことも考慮して今回赤いところでの整備と考えているものでございます。

所管につきましては、次にかいじゅうでございまして、極力これまで長年かいじゅう公園として親しまれた公園でございまして、やはりかいじゅうはなくさない形で整備を検討していきたいところでございますが、どうしても移設しなければいけない部分というのは出てくると思います。そういったものにつきましては、今後詳細設計を進めていく中でさまざま検討していきますが、移設ですとか新たなものをつくっていくとか、しっかり今までの公園の機能でありますとかいじゅうですとか少年野球場、そういった機能は今回児童相談所をつくることによってなくなることなく、引き続き楽しんでいただけるような公園にしていきたいと考えているものでございます。

最後になりますが、施設の機能でございまして、これにつきましては、所管課のほうで児童相談所に必要な機能、相談や一時保護、そういったものもいろいろ想定する中で決まってきたと聞いておりますので、まさに児童相談所、一時保護所、そういった機能をしっかりと果すために、最低限必要な床面積、そういったものを所管課が調整して、今回計画地であります1,200平米程度の敷地面積が必要

になると算出して計画を進めていると聞いているものでございます。

○安藤委員

施設の重要性に鑑みますと、どこかにつくらなければいけないということではあると思いますけれども、子供の森公園自体もかなり人気の公園ですし、品川区もシンボルとして「わ！しながわ」のポスターに掲載していたりですとか、かなり区民に親しまれている公園ですので、なかなか実際に具体化していくとなるときさまざまな意見が出てくるのだろうなと予想はしております。

そういう中で、やはり理解していただくという面でも、よく利用者の方ですとか関係する団体、住民の方によく丁寧に説明しながらということは最低限必要だと思っているのですが、その点でどういう形でどういうふうな方法で周知をしていきながら進めていくお考えなのかというのをお聞かせいただければと思います。

○溝口公園課長

公園利用者等を含めて、そういった方たちの意見を十分反映してという形になっています。私たちは今後児童相談所の整備、または公園の改修、そういったものも考えて進めていく中で、しっかり利用者の声、または近隣の声、そういったものを聞きながら進めていきたいと考えております。

まだ所管のほうの児童相談所の設計につきましてもは今後基本設計等に入っていくところもありますので時期は明言できませんが、しっかりと住民説明会、そういったものも行いながら、そういったところを踏まえて区の考え、またそういったところでの区の計画に対する考え、そういったものも反映しながら、しっかりとこの事業計画を進めていきたいと考えているところでございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。今の質疑の中にも出てきたのですけれども、子供の森公園、恐竜ですか、かいじゅう公園という愛称ですけれども、恐竜のオブジェがあって非常に、先ほどポスターにもあるという話がありましたが、シンボリックなもので、私も質問で何回か取り上げさせていただいたこともあります。これは70年代ですか、前田環境美術という非常に前衛的な設計会社がこれのデザインをされたということを聞いて、私も実は前々からおつき合いがあるところでびっくりしたのですけれども。じつはタコ公園もここが日本で最初におつくりになって、世界で一番最初におつくりになったというところで、別に滑り台になっているわけでもないし、それで何か遊べるというものでもないのにああいいうぜいたくに空間を使って配置をしているというのが逆に非常に魅力になっていて、あの地域、南品川、北品川の地域の子どもにとっては本当に心の原風景の一つになっていたということがあります。

先ほど再配置はやむを得ないだろうということはありません。もしかすると新しいものを配置をするかもしれないというご答弁がありましたけれども、そういったこともぜひ含めて、今度設計を請け負うところに関しては、そういう意義もしっかりとご説明をしていただいて、品川の原風景を損なわないような、それでいて魅力的な場所を新たに構築をしていただければと思います。

要望で終わります。

○西本委員

別の所管に入るとまずいので気をつけますけれども、なぜこの場所になったのだろうなということなのです。平成34年度の開設予定というのは、今の状況を考えると何か非常に遅過ぎると思うのです。なので、そこは所管が違うと言われればそれまでなのですが、ただ場所の決定の際に例えば学校の跡地であったりという既存のものを工夫することによって開設予定がもっと前倒しになるのではないかと思います。実施計画、整備工事をするとならばこれだけ時間がかかってしまうということになると、事

態はそうは待ってくれなくて、もっと工夫できなかったのだろうか、そこら辺の、なぜこの公園になったのか、お話しできないところはあるかと思えますけれども、そのほうをもうちょっと早い何かができなかったのだろうかなどというのはちょっとあった。もう答えられる範囲で結構ですけれども。

あと、公園で新規になるとこれだけの時間がかかってしまうのだろうかという思いはあるものの、ニーズとすればもっと早くしないといけないのではないかという思いがあるし、また子供の森公園というのは今までのご質問にもあるように非常に親しまれている公園なので、それをなるべく維持した形でという思いもあるものですから、そこら辺は何かご存じであればお願いいたします。

○溝口公園課長

まず、1つは平成34年4月を一つの目標に定めているというところがございます。1つは法改正に合わせて改正後5年間目途として新たに特別区とかが児童相談所を設置する際に、国のほうもその5年間についてはしっかり支援をしていく、そういった中の一つの目途として平成34年4月を設定していると所管からは聞いているところがございます。そういった中、委員ご指摘のように、少しでも早く児童相談所を区として事務移管を受けてやっていくのだというのは、これまでのほかの委員会等々でもいろいろ所管が話しているところだと聞いているところがございます。

また、公園の用地、要は児童相談所という機能の性質を考えてなかなか複合でできない部分とかさまざまある中、どういう形で土地を取得していくのか、または土地を取得していかないのか、そういったところもいろいろさまざま検討していた中と聞いているところがございます。

今回子供の森公園になったというのは、やはり土地の取得がなかなか難しい中どうしていくのか。1つは、周辺環境から鑑みて、建物を建てるに当たってもさほど影響がないとか、児童相談所の機能を持ってくるに当たっても、近隣の方に対しての影響とかそういったものが少ないのではないかと。また、今現在の東京都の品川児童相談所があるということで、移管のときの円滑なケースの引継ぎですとか助言指導、そういったものも今後期待できるのではないかと。そういった総合的にいろいろ勘案して、今回についてはやむを得ず子供の森公園の一部を使って建設する形で進めていくと聞いているところがございます。これに関しては、一時やはり工事期間中さまざまなご迷惑をおかけするところがあります。最終的には第一三共から寄付いただける土地も含めて、同程度の面積を確保するような形になりますので、子供の森公園のこれまでのコンセプトであります遊技ゾーンとしてのかいじゅうですとか少年野球場、そういったものについてはしっかりと今後も、全体計画の整備が終わった後にはこれまで以上に機能を拡充した形で整備をしていきたいと考えているものでございます。

○安藤委員

ちょっと確認といいますか伺いたいのですが、少年野球場もありますし、あと向かいが品川学園ということもあります。多くの子供が遊んでいるということで、今回基本設計ということで平成30年度、今年度となっているわけですが、やはり大変いろいろ議論があるのではないかとと思うのです。そうした中で区が案を出すということなのですけれども、こういった子供の野球の団体の皆さんですとか、品川学園、あるいは地元の町会の方ですとか、こういった方々にはここに整備をしたいという考えは今の時点で伝わっているのか。何か相談とかしたのかどうか、それぞれについて伺えればと思います。

○溝口公園課長

まず、今回の整備の件でございます。所管から聞いているところだと、やはりまずは議会のほうにしっかりご説明をしてから、それから地元町会ですとか公園の利用団体、また学校、そういったところにしっかり説明をしながら進めていきたいと聞いているところがございますので、今後、先ほども説明

会とかをやりながらということでも事業を進めていきたいというお話をさせていただきました。適時適切な形で地元の方たち、または公園の利用団体、そういったところにも情報提供をするとともに、ご意見を聞きながら事業を進めていきたいと思っておりますし、所管のほうとも十分その辺は連携しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○たけうち委員長

それでは、ほかによろしいでしょうか。

ほかにはないようですので、以上で本件を終了いたします。

ほかには何かございますでしょうか。

それでは、ほかにはないようですので、正副委員長より2点ご案内させていただきます。

まず、所管事務調査についてご案内いたします。

先日の委員会の中でもお示したところですが、委員長会において、これまでと同様に所管事務調査に積極的に取り組んでほしい旨の発言がありました。当委員会としても、委員会の活性化の観点から、積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

つきましては、年間を通して協議したい課題や調査事項等につきまして、委員の皆様からご発言いただき、委員会日程等を考慮しながら、できる限り調査していきたいと考えております。

それでは、所管事務調査について、何かこの場でご意見等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

すみません、真っ先に手を挙げてしまいましたけれども。

私どもの会派でも議論をいたしまして、まず地域防災計画が改定になりまして、やはり防災対策はもう一度ここはしっかりと常任委員会でやっていくべきだろうということになりました。特に、先ほどの事務事業の説明の中にもありましたが、避難所運営マニュアルを今年度徹底的にこれをしっかりと地域で策定していくということがあったものですから、防災対策というところを取り上げていただきたいということが一つです。

それともう一つは、あと交通政策というところを取り上げていただきたいと考えております。26号線の開通が予定では今年度末でしょうか、予定をしているというところ、また、自転車政策についても、大分世の中の流れ、道交法も変わりましたし、あとは駐輪場の問題等もまだまだございます。特に保険の問題ですとか自転車というものについての品川区、品川区議会の考え方をもう一度確認をし認識をしていく必要があるということで、生活の交通というかそういったものも取り上げていく必要があるというところで交通政策というところを取り上げていただきたい。これは自転車に限ったことではなく、地域に根差した交通、こういったところを取り上げていただきたいと考えております。

○大沢委員

今あくつ委員より2点ありましたが、それにもう一つ加えていただきたいのは、水辺を活用したまちづくりでありまして、ここのところは今後2020を含めたインバウンド対策に対して重要な位置づけをなされるものではなかろうかと思っておりますので、水辺のまちづくりを自民党としてはそれにプラスをしていただきたいと思っております。

○安藤委員

まず、羽田新ルートの問題は、やはり2020年の実施までにあと2年を切っているということですので、昨年は暗騒音の調査なども行ったという話もありましたけれども、これが実行されたときの影響ですとか、さまざまな問題が区民生活にかかわってきますので、やはりしっかり委員会としても調査を

していく必要があるのではないかとというのが一つです。

もう一つは、特定整備路線ですけれども、やはりかなり、若干事業買収が10%程度ということになってきておりますが、この間新しい交通量調査がなされて交通量が減少したりですとか、あるいは新たな地域危険度調査も出ましたけれども、地域によっては下がっているところもあつたりとか状況の変化もあります。さまざまな地域への影響も、大きな事業ですので、やはりこれは品川区としても実際どういった効果があつて、そしてどういう影響があるのかというのをしっかり調査する必要があると思いますので、特定整備路線ですね。

あと、交通政策というのも私たちも何度か一般質問でもやらせていただいておりますが、コミュニティーバスの問題も含めて、結構品川区って遠くに行くには便利なのですが、区内の中を移動するところというのが不便だという声が結構聞かれます。自転車も大事ですが、自転車に乗れなくなってしまうと、やはり高齢者の方は特に困難ということで、そういった意味で自転車も含めてそういった地域交通というのは私たちも調査をしていいのではないかと考えております。

○筒井委員

まず、防災、これは首都直下型地震がいつ来るかということがやはり大きな区民の関心でありますから、これはぜひやっていただきたいと考えております。そして、水辺活用、舟運の推進をやっていただきたいと考えております。東京都も水都東京の復活ということを掲げておりますし、先ほど別の委員の方からもご意見が出ましたとおり、2020オリンピックにあわせてそうした都市型観光、インバウンド対策としても品川区の水辺を活かしたまちづくりということをぜひやっていただきたいと考えております。この品川の誇る貴重な財産、地の利を活かしたまちづくりだと思いますので、この水辺活用、舟運事業の推進ということをぜひやっていただきたいと考えております。

そしてまた羽田空港の機能強化の問題、羽田空港の増便による騒音問題や騒音等の問題については、ぜひ扱っていただきたいと考えております。行財政改革特別委員会でこの問題は取り扱われなくなりまして、区議会として非常に貴重な、事実上受け皿はこの建設委員会のみということになってしましますので、ぜひとも所管事務調査項目として入れていっていただきたいと考えております。

最新情報とかありましたら、適宜報告事項で品川区が集めた情報をこの委員会で報告していただきたいと思いますと考えております。

以上、大きくこの3項目をぜひよろしく申し上げます。

○西本委員

まず、防災対策はぜひ継続していただきたいと思っております。

先ほど交通政策、その中の自転車等々については必要なことだなと思うのですが、コミュニティーバスについてはちょっとここで議論するのはどうなのだろうなという思いがあります。というのは、民間の事業者との話も当然出てきてしまう部分があるので、そうすると当会で話をするには外部の方々の交渉も含めて考えないといけない部分が出てくるのかなという思いがあるので、それはなかなか難しいのではないかと考えます。

あと、水辺対策もぜひお願いしたいなと思っております。羽田空港機能強化については、これはやはり継続的にいろいろと出てくるかと思っておりますので、行革からこちらのほうに移行されたということも含めると、しっかり取り組んでいかなければならない項目ではないかと思っておりますので、この3つをお願いしたいと思います。

○松永副委員長

私たちの会派では、一つは先ほど皆さんおっしゃっていた水辺のにぎわいの創出についてということをお願いしたいと思います。いろいろキッチンカーとかで五反田あたりで何かやられたかなと思うのですが、定期的にそういうのが行えるような形にしていなければなりません。

2つ目は、先ほどおっしゃっていたような防災対策についてお願いしたいと思います。

もう一つ目が、公園の利活用について、改めて検討していただければと思います。本区では公園内に特区制度を活用して保育園等が建設されておりますが、今後の人口動向を見据えて、他区では公園内にオープンカフェやキッチンカーなど乗入れできるような形になっておりますので、ぜひその辺も含めて今後のことも考えていただければということで、公園の利活用についてということ述べさせていただきます。

○たけうち委員長

それぞれ全会派、全委員の方からお話しいただきまして、ありがとうございます。

ただいまいただいたご意見も含めまして、またこの後もし何か出てきましたら、6月18日月曜までに文書にて委員長の私、もしくは事務局にご提出をいただきたいと思います。日程的なこともございますので、提出されましたそれぞれのテーマについて、正副委員長と理事者で協議させていただきまして、次回の委員会でご提示を、改めまして所管事務調査の調査項目として決定してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、行政視察についてです。

今年度は9月に品川区長選挙、品川区議会議員補欠選挙が予定されていることから、議会日程が例年とは大幅に変更となる見込みであります。行政視察につきましては、例年ですと10月下旬に実施しておりますが、今年度におきましては選挙前後の会議日程等を考慮いたしますと、9月3日月曜日から9月7日金曜の週、または9月10日月曜日から9月12日の週の中での実施が候補になってこようかと思っております。仮にこのどちらかの週での実施ということになりますと、例年より2カ月ほど日程が繰り上げとなります関係上、本委員会での協議につきましても例年の時期よりも繰り上げて行っていく必要がございますので、早速ではございますが本日より進めてまいりたいと思います。

まず、今年度の行政視察の実施時期につきまして、各委員のご意見をいただきたいと思います。この9月3日月曜日の週、または9月10日月曜日から9月12日水曜日の中の2泊3日で実施するとした場合に、日程的にご都合の悪い日等がある委員はいらっしゃいますでしょうか。

○大沢委員

できれば3日の週は避けていただいたほうがよろしいかと思います。見たところ、荏原の方も多そうですし。

○たけうち委員長

何かあるのですか。何かあったらちょっと言って。

○大沢委員

いいや。それはもうお任せです。3日の週は、できれば私じゃなくて、今アイコンタクトいただきましたけれども、あくつ委員からも出ていますので、3日の週はどちらかといえば外していただければ。それは議会日程もあるので、一応お願いということですが、それはもう皆さんのご都合に合わせるほかはないわけですので。希望としては3日の週を外していただいたほうがいいと、私、自民党とあくつ委員はそういうふうに思っておりますが。あとは皆さんのご意見と役所の理事者の方の打ち合わせ、日程等々いろいろなものが絡み合っておりますので、それはお任せしたいと思います。

○たけうち委員長

3日の週でも1週間丸々、3日から行く場合と、例えば5・6・7とか、そういう場合もあるのですが、具体的にちょっと何日がとか言ってもらったほうが。内容は結構ですから。もしあれしたら何日がだめだと言っていましたか。

○あくつ委員

3日の日は外していただければ大丈夫です。

○たけうち委員長

3日はだめなのですね。それ以外は大丈夫ということですね。わかりました。

あとは、先ほど申し上げた次の週だとすると、10・11・12ということになるので、そうしますと今3日を外して4・5・6とか5・6・7、もしくはその次の10・11・12とかその辺になりますけれども、今3日以外で何かどこがだめという日がある方がいらっしゃったら。大丈夫ですか。

○安藤委員

すみません、別にどこかがだめというわけではないのですが、何というか、今回4年に1回の区長選、区議補選ということで、議会が一番大事なのですが、区長選挙というのも区長の区政運営のこれからにかかわる大事な機会にはなるのですよね。私はよく視察内容も精査して、2泊3日ありきでなくて1泊2日でも私はいいのではないかと。どうしても調査しなければいけない事項がこれだけあるというのであれば慣例どおり2泊3日でもいいのかもしれませんが、私はそういったことも勘案すると、1泊2日ということもありなのではないかという意見です。

○たけうち委員長

わかりました。ご意見をいただきました。

それでは、日程につきましては、9月4日からの平日と、また9月10日から9月12日の中での調整ということで、今内容が出てこないのか、1泊2日でもいいのではないかとかというお話がありましたけれども、内容とあわせて2泊になるのか1泊になるのかというのはちょっと決めていきたいと思えますけれども、それでいいですか。

では、今3日を外すという中での調整ということによろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、日程についてはそのように実施をいたします。

次に、行政視察の調査項目についてご意見をいただきたいと思います。こちら先日の正副互選の際、視察先、視察項目について事前のご検討をお願いしておりまして、各委員には過去の視察先の一覧をお配りしておりました。

それでは、このほかに調査したい項目と都市名について、ご意見等がありましたらご発言を願います。

○あくつ委員

端的に3点申し上げます。

1つ目です。大阪市でございまして、先ほど自民党からも水辺の活用というお話がありましたが、もしかしたらこの中でも視察に行かれている方たちもたくさんいらっしゃるかもしれませんが、大阪市の北浜テラス、川と町の連続性というものを活かしながら、先ほど副委員長からもお話がありましたが、包括的に河川敷を占用して飲食店等を継続して行っているというところで非常に有名なところなものですから、ここが一つ。

それとあと、飛びますが、広島市というところで、ここでは先ほど生活交通というお話をしましたけ

れども、地域のニーズに合わせたような、デマンドバスとはちょっと違うのですけれども、地域主体となった生活交通の導入というかそういったことに取り組んでいらっしゃるようなので、広島市が一つ。

3点目が、これもちょっと飛びますが北九州市です。今回、この4月の終わりにOECDがSDGs、持続可能な開発目標という、このSDGsのモデル都市に選ばれたばかりだということで、その前提として環境という視点で2008年には政府から環境モデル都市と、2011年には環境未来都市というところで選出をされていて、それが認められてOECDから今回モデル都市ということで、アジアで初となる都市として選定をされたということがありましたので、環境という視点で視察ということで3点挙げさせていただきました。

○安藤委員

豊中市です。やはり羽田の関係でしっかり委員会としてもどういう実態なのかというのはきちんとさまざまな角度から調査したほうがいいと思いますので。あと、大阪市も実は飛んでいますから、ただ、大阪側のほうも影響はあると思うのですが、豊中市ということでどうか。

○大沢委員

防災対策について、神戸市を視察。なぜかという、ここにもありますように、以前視察が中止になった経緯がありまして、当委員会でも台風の影響で視察が中止になった経緯があります。この神戸市の防災対策について、兵庫県の加古川市の自助・共助による防災のまちづくりについて、これを2点入れていただきたいと思います。

○たけうち委員長

神戸市と加古川市。

○大沢委員

はい。

○松永副委員長

私からは、水辺のことで先ほど大阪市の北浜テラスというところもあったのですが、もう一点屋台のほうで、福岡市の屋台文化はどうか。

〔「屋台あるのかな」と呼ぶ者あり〕

○松永副委員長

まだありますね。平成25年7月に福岡市屋台基本条例というのが制定されまして、屋台に関しては悪臭とか騒音とかいうことがあって、年々減少傾向にあったのですけれども、この条例によって、屋台の指導員による巡回とか指導ルールの厳守とか、上下水道、電気整備など環境整備もその間とり行われて、今現在は年々増え続けているということで、ちょっとそういったところも含めて視察してはどうかということをご提案させていただきます。

○たけうち委員長

ちょっと所管がどうかと微妙なところもあるので、またそれはそれで。

○筒井委員

具体的な都市名というわけではないのですけれども、水辺活動と舟運についての関連する市を視察していきたいと考えておりますが、そこをよろしくお願いします。

○たけうち委員長

わかりました。

では、ただいまいただきましたご意見を参考に、正副で調整しまして、次回以降正副案をお示しさせ

ていただきます。また、正副案の提示後は、先方との調整を経まして、最終的に7月の閉会中の委員会で決定してまいります。

なお、本日以降も調査項目等についてご意見がございましたら、6月18日までに事務局まで資料等の提出をお願いしたいと思います。

それでは、以上で本件を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、建設委員会を閉会いたします。

○午後3時34分閉会